

# 平成24年12月甲良町議会定例会会議録

平成24年12月5日（水曜日）

## ◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名  
第2 議案第48号 甲良町布設工事監督者の基準および資格基準ならびに水道管理者の資格基準に関する条例  
第3 議案第54号 彦根市と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき、議決を求めることについて  
第4 議案第61号 平成24年度甲良町一般会計補正予算（第6号）  
第5 委員会の閉会中における継続審査および調査について  
第6 一般質問  
追加第1 発議第11号 西澤伸明甲良町議会議員に対する議員辞職勧告決議(案)

## ◎会議に出席した議員（12名）

1番	阪東佐智男	2番	野瀬欣廣
3番	西川誠一	4番	濱野圭市
5番	丸山光雄	6番	木村修
7番	藤堂一彦	8番	丸山恵二
9番	金澤博	10番	山田壽一夫
11番	西澤伸明	12番	建部孝夫

## ◎会議に欠席した議員

なし

## ◎会議に出席した説明員

町長	北川豊昭	教育長	堀内光三
総務課長	大橋久和	会計管理者	山本昇
教育次長	金田長和	税務課長	上田和光
企画監理課長	中山進	人権課長	奥川喜四郎
水道課長	茶木朝雄	産業課長	米田義正
建設課長	若林嘉昭	住民課長	中川愛博
保健福祉課長	川嶋幸泰	学校教育課長	橋本悟
社会教育課長	池田弥太郎	給食センター所長	陌間守
保健福祉課参事	片岡聡	水道課参事	北坂仁

総務課参事 中 川 雅 博

◎議場に出席した事務局職員

事務局長 陌 間 忍 書 記 宝 来 正 恵

(午前9時03分 開会)

○**建部議長** ただいまの出席議員数は12人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成24年12月甲良町議会定例会第2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、7番 藤堂議員および8番 丸山恵二議員を指名いたします。

次に、日程第2 議案第48号を議題といたします。

本案について、討論はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 賛成討論をいたします。

賛成するにあたりまして、この議案はさきの47号、既に可決をしておりますが、47号では技術基準を、そして本案では監督者および水道技術管理者の資格基準を新たに設置したのですが、新条例です。その制度をつくることには賛同するものでありますし、その制度を運用するのはあくまで行政であり、職員であります。その職員の資質の向上がさらに求められるものでありますし、昨今、技術水準はどんどんと進化をしておりますし、その管理、監督の問題が設計も含めて問題にされています。そういう点では、行政の側の管理、監督、それから完了検査における厳正なる審査の体制、運用を求めまして賛成討論とします。

○**建部議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第48号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○**建部議長** ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第48号は可決されました。

次に、日程第3 議案第54号を議題といたします。

(「議長、動議」の声あり)

○**西澤議員** 議案第54号については、継続審査とし、直接の関係者、保護者、学校教職員はじめ住民合意が得られる努力をする。

以上の動議を提出します。

(「賛成します」の声あり)

○**建部議長** 継続審査の提案が出されまして、所定の賛成者がありますが、ここで皆様方に採決でもってこの動議を議題とするかということをお諮りをいたします。

今、この54号につきましては継続審査の提案が出されましたが、そのことに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○**建部議長** 起立少数であります。

よって、継続審査の提案は否決されました。

本案についての討論はありませんか。

西川議員。

○**西川議員** 3番 西川です。

賛成討論をしたいと思います。

先日も申し上げましたが、地産地消の絡みを確保していただくという形で、さらに上回るような出荷が甲良町からできるというようなことを協議の中に入れていただき、また、職員の継続、そういうようなことを兼ね合わせて彦根市との協議、湖東定住圏での協議をしていただきたいというふうに思います。していただけることを信じて賛成討論とします。

○**建部議長** 丸山議員。

○**丸山光雄議員** 5番 丸山です。

賛成します。賛成討論を行います。

○**建部議長** 討論は打ち切りですか。

丸山光雄議員。

○**丸山光雄議員** 大変失礼しました。間違えました。

反対討論を行います。

私は、愛荘町のランチルームを見学してきました。その中で、食事を1回に2, 550つくると言っていました。私の孫が秦荘町の小学校に通っています。食事のときには大分冷めて温かくないと言っていました。冷たくもないけど、そんなに温かくないと。体温を上げるほどにもいかないという程度の食事でした。子どもが食事をするときには体温を1度上げることによって免疫力が5倍に増すということをテレビで聞きましたし、本でも調べたらそういうことが載っていました。

ですから、やはり彦根に甲良町が参加して給食をした場合には、4, 500と言っていましたけど、4, 500でしたら秦荘に比べればまた温度も下がるんじゃないかと。それと、こういう食事のやり方は片づけることもある

ので時間が制限されていると。子どもがゆっくり、じっくり、かみしめて食べる暇がないということでした。ですから、4, 500もするということはとてもじゃないけど愛荘町よりは冷めていると思います。そういう意味で自校方式が最も最適ではないかと私は思いますので、この問題は反対いたします。反対討論とします。

以上です。

○建部議長 ほかに討論。

野瀬議員。

○野瀬議員 賛成討論をさせていただきます。

先日の話で、甲良町の給食センターは設立してから17年たつと。今すぐ建てかえの心配はないとは思いますが、近々改装なり、建てかえなりという検討をしなければならないと思います。今回、建設予定されております共同建設、そして共同運営、このチャンスを逃しますと町単独でその辺のところを進めざるを得ないということになりまして、財政的にも大きな負担となることが明らかであります。このチャンスを逃すことなく共同建設に参加して、今後の協議の中で地産地消、そして地元業者のことも考慮しながら進めていただくということをお願いして賛成討論といたします。

以上です。

○建部議長 ほかに。

西澤議員。

○西澤議員 私は、反対討論をいたします。

大変短い審議機関でありましたし、論議の内容でありましたが、以下の点で明らかになった点を申し述べて反対の理由とするものです。

第1には、協定の第3条第1号、ウに加える取り組みの内容に関しましてです。1つは、学校給食を通じた食育の推進や学校給食の充実を図るためとありますが、彦根市が進める給食センターに加入をすれば、ここで掲げる目的から空文句にされる危険が大きいと考えられることです。その中身は、4, 500食という大量生産、大量工場の問題です。生徒の顔を浮かべながらつくられると回答されましたが、全くのまやかしであります。地域も彦根市、豊郷、甲良と多様でありまして、4, 500人の顔を一人一人思い浮かべるというのは現実に不可能でありますし、まやかしの回答であります。

大量生産、大量運搬のため、選択できるメニューが限られるというのが専門家からの指摘でありますし、先ほど丸山議員が言われました愛荘町の給食センター、ここの栄養士さんもそのことをずばり指摘をされていまして、自校方式が一番望ましい。栄養士さんは言うておられました。

次に、比較的近距离と言いますが、現在の給食センターでも搬送する間に、

温かいうちに食べればおいしいはずのメニューは冷めてしまうのに、今回はさらに数倍の時間を要しますし、交通の状況によってはさらに伸びます。その間に冷めてしまいますし、栄養価もうんと減ります。

つまり、調理をして器に盛る段階、つまり100度として器に盛った段階で80度、75度になるというのが実際の実験でも示されています。学校給食法や食育基本法で定める精神とも逸脱をするものです。多くの意見を取り入れられると言いますが、参加する市町とかかわる職員は確かに多くなるでしょう。しかし、1食当たりのかかわる人数は大幅に減少し、質が低下するのは避けられません。質のよい給食の提供とは到底程遠いものであります。

次に、地産地消がより広域的になると言いますが、増大するとは言っていないところがみそだと思います。センターでは大量仕入れが必要ですので、少量生産者からの仕入れは困難となり、結果、大規模農家が優先され、市場競争がさらに激化するのが現実ではないかと思えますし、地産地消を望んでいても、その決定するのは彦根であり、業者であります。

次に、2つ目の大きな問題として、bに、甲の役割として学校給食センターを整備するとあり、あくまで彦根市の計画に頼るという本質を持っています。甲良町からの意見はあくまで要望や助言に過ぎません。ましてや4,500食という現在の730食の6倍以上となり、きめ細かな対応ができないというのが通例であります。彦根市の中学校給食実施は、獅山市長の初期の公約でしたが、紆余曲折を経て計画案が一度否決されています。その成否が非常に危うくなっています。

また、県下トップクラスの財政難でありまして、彦根市単独で行うより甲良町が参画した方が財政負担が安上がりだという打算がありあります。これは、定住自立圏の説明の折に、獅山市長そのものが、定住自立圏構想は彦根市の財政を減らすことができるということをぬけぬけに語ったことも明らかであります。さらに、27年度事業開始と言いますが、来年4月には彦根市長選挙があり、見通しは明確ではありません。

大きな3つの問題として費用の比較がありましたが、自校方式は誰もがそのすぐれた学校給食の効果を評価しています。だからこそ現在の3校対象の給食センターはぎりぎり譲れないところではないでしょうか。建設費の比較も、提出された費用よりも安い方法を探究する義務が行政に問われていると思います。もし、より高い場合でも、子どもたちの健全な成長にかかわる行政の費用は省略してはならないというように思います。

大きな4つに、この計画が発表されたのが11月20日の全協です。それにもかかわらず、それからわずか2週間しか経過しておらず、住民どころか保護者、学校関係者には寝耳に水で、計画を理解するいとまもありません。

これでは北川町長が公約をしました開かれた町政に真っ向から背くものではありませんか。当初、北川町長は、彦根市議会で獅山市長が甲良町を対象にすると言われたとき、怒ったと聞いています。そういう点からも今回の計画の実施は見送るべきだと思います。

以上の理由から、彦根市の計画する学校給食センターに参画する協定変更は、経費の安上がりや効率を優先させたものであり、何よりも社会の宝であり、未来の可能性を伸ばす子どもたちの成長を、私たち大人が保障するという責務を放棄するものといって過言ではないということを申し上げたいと思います。

以上で、終わります。

○建部議長 これでは討論を終わります。

これより、議案第54号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第54号は可決されました。

(「議長、日程表が配れていないんです。ないんです。」の声あり)

○建部議長 失礼しました。

次に、日程第4 議案第61号を議題といたします。

本案について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。

この議案については、基本点を申し述べたいと思います。

現在、町民の暮らし、農業や、それから社会保障をめぐる状況は大変な苦しい状況にあります。9月議会の決算でも滞納分の累積が大きな問題となりましたし、甲良町の抱える大きな課題です。ここは滞納の理由の中にもありますように、経済的な困難を抱える世帯が増えている。リストラや退職など、また、米価の低迷などが影響をして、そういう状況になっています。ですからこそ緊急で要する問題は重点に配備をするというように行政の補正予算を組む上での基本的な考えが示されましたが、だからこそ暮らしを重点に置く、例えば国民健康保険を引き下げる方向の予算を配分するとか、介護保険の引き上げ、これは介護保険法の制限がありますので、それにかわる軽減策をつくるなど、日常不断に使う公共料金、税の負担を軽減して町民の暮らしを底から温める。これが大事です。それから、道の駅の計画が、箱物は着々と建

設をされ、その導入道路についても建設が進んでいます。

しかし、そのオープン、そしてその成功の可否は非常に透明性がありません。こういうところに何億という形で投入するかわりに町民の暮らしの問題はそっちのけになっている。このことを指摘せざるを得ません。補正予算だからこそ、また12月の暮れ、そして正月を迎える、こういう暮らしを支えるという点で手当てをすべきだと考えて反対討論といたします。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第61号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第61号は可決されました。

次に、日程第5 委員会の閉会中における継続審査および調査についてを議題といたします。

会議規則第75条の規定によりまして各常任委員長からお手元に配布いたしておきました文書のとおり、閉会中における継続審査および調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各常任委員長から申し出のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建部議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第6 一般質問を行います。

発言通告書が提出されておりますので、これより許しますが、発言時間について申し上げます。

諸般の都合により、本日の質問時間については、甲良町議会会議規則第56条第1項の規定によりまして、1人35分以内といたします。ただし、質問の途中であれば多少の延長も認めますので、質問者は時間が来れば簡潔にまとめて質問してください。

併せて申し上げます。質問回数は3回でございます。3回の中に簡潔に質問を終えるようお願いすると、答弁される行政側におきましても再々質問がないように、できれば簡潔に答弁をお願い申し上げます。



それでは、1番 阪東議員の一般質問を許します。

○**阪東議員** ただいま議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

まず、通知書に従って、まず最初については適正職員と投資人員の資源についての質問をしたいと思います。

企業でも同じ現象ですが、役場についても昨年以降、第一線で頑張ってきた方々、また定年者が来年、再来年という形で増えますが、そういった補填状況というふうな形のを再々聞いておるわけなんですけれども、ここでいったん再度状況を確認をさせていただきたいのと、特に能力、力量が必要とする若手の採用というふうな面についてもどのようになっているかというふうな形について質問したいと思います。

○**建部議長** 総務課長。

○**大橋総務課長** ただいまの質問についてお答えさせていただきます。

まず、定年の状況ですが、平成23年3名、定年または退職、自己都合による退職も含まれますが、23年3名、24年は8名予定しておりまして、25年は10名、26名は4名というふうな、24年、25年で18名の退職が今見込まれております。23年の採用は、3名退職でしたが7名の職員を採用させていただきました。それから、23年と言いましたのは24年度、1日に7名の採用と。それから、今年、今試験を12月もやるんですが、6名の職員を採用する予定です。内容は、上級職2名、保健師1名、保育士2名、介護福祉士1名の6名を予定しています。したがって、23年は退職者は少ないのに事務職を7名も、事務職以外もありますが7名採用させてもらったということで、将来を、2、3年先を見込んであらかじめ職員を採用してみました。

それで、今、職能採用状況ということなんですが、平成21年に介護福祉士を1名採用しました。それから、21年と24年に保健師を採用いたしました。保育士に関しましては22年3人と24年1名、採用しているところですが、今回、保健師が自己都合で退職されるということで、去年に引き続いて25年度4月1日採用の予定で1名の募集をして、内定といいますか、もうしているんですが、そういう形で順次退職者の補充は計画的にやっておりますし、今後も2、3年に分けて採用予定をしております。

以上です。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** 企業では、定年後再雇用というふうな形のものがございます。立派に定年され、力量も持っておられる方が再雇用をされるというのは、企業は宝の宝庫というふうな形で第一線で活躍されておるわけなんですけれども、

役場の方についてはどういう考え方を持っておられるのか、お聞きしたいと思えます。

○**建部議長** 総務課長。

○**大橋総務課長** 退職手当法の改正等によって、今、退職される方の意向を聞くというふうな事になっております。したがって、今現在、再雇用という制度ではないんですが、臨時職員として1名の方を来てもらっていますし、今後につきましては、やはり議員のおっしゃるとおり再雇用制度がありますので、希望者については考えていかなあかなかなというふうに思っております。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** それでは、続いて、今年度3月でしたか、定例議会で回答をいただきました、町民46人に対して職員1人というふうな形を聞いておりました。甲良についても適正な職員数というのは、私もどの程度というふうな形のものわからないんですけども、先般の議員研修というふうな形のもので下條村に行ってまいりまして説明を聞きますと、甲良46人に対して1人と、向こうは110名に対して1名というふうな極端な、向こうの説明でも、我々は半分にしているというふうな形を言うておられたんですけども、そういうようなことを甲良に適用すれば、当然町民の数によって職員というのは増減をするのが、当然企業としては当たり前なんですけれども、それを優先すれば、やはりサービスの低下というふうな形も予想をされます。

そういった意味で、現段階で結構なんですけど、大体適正人員というふうな形のをどれぐらいの人員というふうな形を考えておられるのか、その割合をお示しいただければ幸いかなというふうに思えます。

○**建部議長** 総務課長。

○**大橋総務課長** 適正人員ということですが、県の方から定員管理については毎年ヒアリングがあります。それと、財政の分野からも定員管理についての調査があります。それによりますと、県の定員管理、甲良町の類似団体でいきますと、23年度につきましては94名というふうな類似団体の数字が出ていまして、甲良町はそれに当てはまる数字としては100名であります。したがって6人の今超過かなというふうに思っていますが、甲良町としては、例えば給食センターがあつたり、総合センターが2館あつたり、保育所も2カ所あつたりというふうな形で、町独自の事情もありまして少し定員が多いのかなと思えますが、今後につきましては、やはりそういう類似団体に沿うような形の定員管理にしていかなければならないかなというふうに思っています。

それと、今、町民1人当たりの職員数ということが出ましたが、正職員に

限りますと町民66人に1人というふうな形になっていまして、臨時職員、かなりいますので、臨時職員を含めると、先ほどおっしゃっていただいた46人に1人というふうな形になっています。

今後はベテラン職員が退職されますので、行政サービスの低下ということも予想されますけれども、それは一時的なもので、また、先ほどおっしゃっていただいた再雇用制度もありますので、そこら辺も勘案しながら、サービスの低下を招かないようなことを考えていきたいなというふうに思っています。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 そういうことでよろしくをお願いします。

続いて、防災対策について、ちょっと通知書で日にちが間違っておったのかもわかりませんが、8月27日と書いておるんですけれども、9月27日の間違いではなかったかなと思います。

県の町長会ですか、6町の中で安全マップというのが配布されまして、水害リスクというふうな形について県の担当者というふうな形で話し合いをされたと思いますが、特に河川のはんらんを中心としてはんらん危険水位というふうな形のもので話があったと思いますけれども、甲良についてもどのように確認されたかというふうな形についてお話しただければというふうに思います。

○建部議長 建設課長。

○若林建設課長 犬上川でということよろしいですか。

○阪東議員 はい。

○若林建設課長 犬上川では、一応8号線のちょっと下の方にあります千鳥橋の水位観測所が一応水位の観測所、基準の水位となっております。それによりますと、消防団の待機水位が80センチ、はんらん注意水位が1メートル70センチ、避難はんらん水位が2メートル、はんらん危険水位が2メートル20となっております。これにつきましては下流域の堤防というか、水位の高さのことがございますので、甲良町域につきましては十分に安全というようにお聞きしております。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 2番の項目の人命を守るというふうな形についても、避難水位というふうな形のを説明していただいたと思うんですけれども、逆に甲良については水害よりも、3月議会で木村議員が説明されましたハザードマップの中で土砂災害というふうな形の危険水位の方が多いのかもわかりませんが、そういった中で、県が決めている水位というのはそれでいいのかもわからんけれども、甲良独自でそういうような形を設定するというのが今

後やはり肝心やと思います。そういった中で、やはり県は県として、町は町として、それに並行されるのか、そこら辺についてお聞かせ願いたいというふうに思います。

○**建部議長** 建設課長。

○**若林建設課長** このハザードマップというか、安全マップで町が県から示されている浸水域とかいうのにつきましても、甲良町におきましてはまず堤防の決壊ということは考えられないので、堤防から中、今あるところの水位をいたしますと、10年確率、100年確率、200年確率の県の、1時間の雨に換算しますと50ミリ、約100ミリ、130ミリというような水位の設定で県がマップをつくっているわけでございますけれども、最高で見ても50センチというような浸水域で、主には田んぼというか、農地に水がたまるというようなことで、住宅なりの浸水の被害はものすごく最小に抑えられているというような状況のマップをいただきまして、安心しているところでございます。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** 一応またそういう形についてまた検討もし、調べていただきたいというように思います。

次に行きまして、8月30日に中日新聞というふうな形のもので、南海トラフ巨大地震で滋賀県下の災害想定が内閣府より発表されました。死者500人、負傷者9,800人、家屋の倒壊が1万3,000というふうな形で予想されました。

しかしながら、被害が拡大する海沿いと違いまして、内陸は政府の支援というふうな形のものも海の方に集中して遅れる可能性が非常に高いというふうに懸念があります。そういった中、甲良町の町民に対する支援物資というふうな備蓄も現在されておって必要と思いますが、現在の備蓄状況がどうか。また、今後の防災センターを建築するにあたっての計画での物資の備蓄、また、救命物資を含めて、どの程度の規模を考えておられますかというふうな形の質問です。よろしく申し上げます。2点、お願いいたします。

○**建部議長** 保健福祉課長。

○**川嶋保健福祉課長** 現在の備蓄状況ということですので、防災非常食として白米、白米がゆ、ドライカレー、五目ご飯、山菜おこわ、ワカメご飯、合わせて4,000食あります。また、乳幼児ミルクにつきましましては、缶で保管しておりまして、合計のグラム数として2万9,680グラム、約1,060杯分のミルクを保管しているという状況でございます。非常食およびミルクにつきましましては賞味期限がございますので、期限が切れる前に防災訓練などで配布して入れかえをしておる状況でございます。

また、水入れ、10リットル用で590個、それとパック毛布につきましては1,370枚、哺乳瓶につきましては240ミリリットル用で60個保管しております。

以上でございます。

○建部議長 総務課長。

○大橋総務課長 防災センターの規模ということですが、現在、考えていますのは今役場の前の方にあります建設課と水道課が入っている建物が、2階も含めまして約370平米あるかなと。それと、役場西側に木造の倉庫兼書庫があるんですが、これも一部2階がありまして、これが約200平米と。それから、役場の駐車場の東の方に小さな倉庫がありますが、それと役場と建設課の間の小さい、第3会議室と言っているんですが、その会議室、それから、役場と公民館の間にある木造の倉庫、それから、今、保健福祉課の方にある備蓄物を入れている倉庫等々を合わせますと、約730平米のものが今最低限必要ということでありまして。

したがって、防災センターということになりますと、そのほかに、もちろんトイレとか階段は要るんですが、情報収集室、または指令室等も必要となってきますし、もちろんそれに伴う会議室等がありますので、約1,900平米ぐらいの規模を思っています。1,900平米といいますと、今、公民館の1階が約1,200平米ありますので、それよりも大きいということは2階ないし3階ぐらいの規模を想定してしまして、まだ具体的には平面図もかけていませんが、今、役場東の土地をこれから、今、土地収用法という方法で農地転用しようと思っているんですが、それについても売買の内諾は得ているんですが、まだ正式契約はその法律が正式に、法律によって手続が完了した後でないと売買ができないということになっていきますので、それからになりますので、まだ当分しばらくかかるんですが、今の規模といいますとそれぐらいのことを考えています。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 先般お伺いした中で、甲良駐在所とかを中央へ持ってくるとか、消防自動車の格納庫とか、そういうような形についてもそこで集約するというふうな形のお考えがあるんでしょうかね。

○建部議長 総務課長。

○大橋総務課長 この検討委員会、何名かでやっているんですが、その中には消防車もそこに入れた方が災害のときに動きやすいんじゃないかという話もありましたし、せっかく新しく建物を建てるんですから、書庫として使うのはもったいないと。できればこの役場の方を、古い方を書庫にして、そちらの方に各課を持っていったらどうやという話もありますので、そこら辺はまだ

具体的には決まっていますが、話し合いの中ではそういう話もされていまして、今の段階はそういうところでございます。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** 続きまして、④の方で質問させていただきます。

豊郷町が災害協定ということで、災害協定の市町というふうな形の生活必需物資の提供と人員派遣というふうな形のもので災害協定を結んでおられます。千葉県浦安市と高知県室戸市、2カ所で積極的に締結をされておるわけなんですけれども、これがいいのか悪いのかは、ちょっと私の判断もわからないんですけれども、甲良町として相互支援を行う地域が必要であるかというふうな考え方を、まず聞かせていただきたいというふうに思います。

○**建部議長** 総務課長。

○**大橋総務課長** やはり滋賀県と申しますと原発で、いつ災害が降りかかってくるかもわからんということになっていきますので、災害協定は必要かなというふうに思っています。とりあえずそれで。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** 先ほどもちょっと話をしたんですけど、甲良というのは海沿いじゃなくて内陸側です。2次的災害、地震、そういうふうな防災というか、特にそういうふうな地震の関係なんですけど、津波の心配はまずないというふうな形のもので、豊郷そのものが何であんな遠いところで締結しはったんかなという、1つは疑問に思います。本来ならば、三重県、和歌山というふうな近くの地域が僕はいいかかと。できる限り、ことわざじゃないんですけれども、遠くの親戚より近くの隣というふうな言葉があるんですけれども、そういうふうなところで、近くですぐに体制で援助もできるというふうな県がいいのかなというふうに思うんですけれども、その点、ちょっと、今思っただけで結構なのでお聞かせ願えればありがたいなど。これ、町長に聞いた方がいいのかわかりませんが、よろしくお願いします。

○**建部議長** 町長。

○**北川町長** まず、災害状況は、先ほど水害等は、建設課長が言いましたように甲良町は特に扇状地でありまして、犬上川の一時的に降水量が増えてはらんするかというと、そういう点では、県の調査の結果では100年に一度とか、あるいは200年に一度というような形で水害に対しても非常に強い町であるということが一応は確認はされております。

したがって、甲良町は特に、例えば原発の問題でも福井県の原発から60キロ離れているのは滋賀県の中では甲良町だけということで、50キロ圏域の中には入っていないのが滋賀県でも甲良町だけということと、地震に対しても甲良町は岩盤が非常に多いというようなことから、地震に対するリスク

も少ないということで、自然災害に対しては非常に強い町というように一応判断はされておりますが、決してそれは油断することのないようにしなければならぬというような思いをしております。

ただ、今、阪東議員がおっしゃったように、近い地域との災害協定というのは、お互いに近いところで、もし甲良町で大きな地震が被害があるということになれば、近い周辺も被害が同時に発生するというようなことから全く別の、発生しても影響がないところとの災害協定というような形をとられているわけです。

だから、甲良町の場合は、実は10月4日、5日と定住自立圏で1市4町、彦根と犬上3町と愛荘と1市4町が鳥取県の倉吉市と湯梨浜とか、あるいは三朝町とか、向こうも1市4町で定住自立圏の事業をやっておられます。そこを交流をいたしまして、その中でお互い1市4町で規模的にもよく似ているから災害協定を結びましょうというような話を話し合いの中でさせていただいて、今それに向けて準備を進めているというようなことです。

以上です。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** いい意見というか、いい施策を聞かせていただきました。

次に、⑤の方で、災害の想定と、その想定に見合った予知訓練というふうな形の検証というのは、生命の安全というふうな形で非常に重要やと思います。毎年本町においても広域的に訓練を実施されておりますが、今年度9月というふうな形のもので、町における消防訓練というふうな防災訓練ですね、それをされまして、一般参加人員と本部職員の参加人員というふうな形について、どれぐらいあったのかと。やはり検証ですので、地域指導というふうな形があってしかりなものやと思います。そういった内容についてお聞かせ願いたいのと、この訓練というのは、正直言って有効なのかというふうな形の検証をよろしくお願いします。

○**建部議長** 総務課長。

○**大橋総務課長** まず、訓練の参加状況ですが、2日間に分けて、9月9日と11月3日の2日間に分けて訓練を行いました。9月9日は12字、11月3日は1字、これは長寺東ですが、9月9日が字の行事でどうしてもできないということで11月3日に行っていただきました。

訓練参加状況ですが、そのときの防災無線のやりとりで各字から参集人員の報告が来ています。女性も男性も約800人ぐらいで2,000人、ちょっと数字が合わないんですが、これは本部とかその他のことが入っていますので、字同士では850人から900人ぐらいの、男女850人から900人、したがって2,000人近くの人が集まった訓練となります。

それで、訓練の内容なんですけど、各字でそれぞれ独自で取り組んでいただいているんですけど、町の消防団が各字に出向きまして、いろんな想定をして、例えば応急手当の指導、それから、起震車の体験をしていただくための起震車の派遣、それから、消火器等の取り扱い等の訓練をさせていただいています。これは、各字で一応独自に考えていただいて、それに基づいて町の消防団を派遣するというふうな形で進めています。

したがって、起震車に関しましては、1年に2カ所ぐらいしか行けないので、ある程度順番みたいなのがあるんですけど、そういう形で町の方からも提案させてもらって、字の提案も聞いて行っているということです。

本部職員の参加人数はということで、町長、教育長を含めて51名が参加しております。毎年でありますと、課長級、それから課長補佐級、主査級ぐらいの幹部職員が参加していたんですけど、今年に関しましては課長級と若手職員を中心とした参集にしたと。というのは、やはり現場がもしも何かあれば、若手職員が駆けつけるのが一番早く体も動くし、機動力もあるんじゃないかなということで若手職員による訓練もさせていただきました。

職員の訓練内容ですけど、まず、招集訓練といまして、一斉にメールで配信しました。それと、電話で連絡の課長から課長補佐、順番にする訓練という形の2つの方法で招集をやります。それから、ここへ集まっていただいて、各字の状況はどんな状況やろということ、あらかじめスケジュールなし、日程なしの、いきなり、あんたとあんたはどこへ行ってくれ、あんたはどこを確認してくれ、こんな確認をしてくれというふうな形で、本番に近い形の安否確認とか、そういうような形で各字に職員を派遣させていただきました。もちろんそれ、帰ってきて、文書でこうこう、こういう状況であったというふうな報告書をいただくというふうなことをしています。

それから、ほかに職員の訓練ですけど、消火器を実際使った職員もありませんので、消火器訓練、それから消火栓の放水訓練、消火栓につきましてはホースのつなぎ方もわからないという職員がいましたので、そういうような訓練、それから土のう積み訓練等をさせていただいて、そこで指導もさせていただきながら訓練をしているところであります。

やはりいざとなったときに、今言いましたとおり、ホースのつなぎ方もわからんようではあかんで、やはり日ごろの訓練は大事かなと思っておりますし、防災無線も、こっちから発信して向こうから受信するというのも、やはり年に一度ぐらいはやっておかなければ、いざというときに機能せんというふうなことでは困りますので、必要かなというふうに思っています。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 是が非でも今後、概要をきっちり決めた段階で、その有効性とい



うか、先ほど言われました全員発信のメールをすると。そういうような形について、そういうふうな電話の通信状態がいい場合はできましたよと。そういうふうな形の検証もしかり、やはりそういういろんな有効性を確認した段階で次のステップに行くというふうな形も大事だろうというふうに思っておりますので、そういうことでそういう地域も含めて検証というふうな形をやったり是が非でもやっていただきたいというふうに思っております。

続きまして、⑥の方で、これは一番最初、3月の一般質問で私の方が聞かさせていただいた内容でございます。災害要支援対象者の前回報告いただきました数字で、対象者は531名中115名でしたが、今年度、ダイレクトメールは9月ごろされるというふうな形のもので確認を聞いたわけなんですけれども、そういうような発送をしていただいた中で、その実態状況というふうなものはどうであったかというふうな形のものでお聞きしたいのと、やはり地域別のダイレクトメールで、反応の格差があると思うんですけれども、そこについてはどのような状態やったのかなというふうなものをお聞きしたいと思います。できれば本当にそういうような返ってきたところの地域も含めて、また、返ってこない地域についてもどこであったのかというふうな形についてお答え願えればありがたいなと思います。

○建部議長 保健福祉課長。

○川嶋保健福祉課長 今年のダイレクトメールの状況ということでございます。平成24年度ダイレクトメール発送につきましては、396名に送らせていただきました。それで、返信がありましたのはそのうち78名、約20%の率でございました。そのうち登録するという方につきましては64名、14名の方につきましては登録しないということでございました。

平成23年度の登録者は、先ほど115名ということでしたけれども、6名死亡されておりますので109名ということになります。今現在、平成24年度に新たに登録される方が64名ということですので、合計173名でございます。

現在の対象者につきましては528名でございますので、約33%の登録者数になっている状況でございます。今後につきましても、登録者ができるだけ増えるよう、努力をしたいと考えております。

それと、先ほど地域別のダイレクトメールの状況ということですが、それを今、ちょっと済みません、今手元に資料を持ち合わせておりませんので、また後日報告させていただきたいと思っております。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 老人人口も、要支援者の人口も、地域によって格差があると思いますので、できるだけそういうなのは町に配っていただいて、町というか、

区長さんのところとか、そういうのに配っていただいて、どういう状況でしたよというふうな形のものもしっかりフォローアップしていくというような形のものでいいと思います。

続きまして、個人情報に関して質問をさせていただきたいというふうに思います。

前回の9月の定例議会においても情報セキュリティーというふうな形のもので質問をさせていただきました。最近では、セキュリティーの防衛の甘さから重大な漏えいが社会的に問題視されているわけでございます。一般質問の方にも記載はさせていただいておりますが、千葉県船橋市の市の非常勤職員、これ、女の子なんですけど、報酬目当てに情報を漏らしていたというふうな形のものがありまして、それがプライバシーが丸裸になった。また、最近では、関西電力やったかな、民間でもそういうふうな形のもので起こっております。

その手口としては、基本的には住民記録システムというふうな形のもので、接続権限というのが当然甲良町でもあると思うんですけども、それを悪用して外部に漏らしていたというふうなことでございます。

本町におきましても、すべての職員、そういう情報を預かるすべての職員に対してセキュリティーの取り扱いというふうな形のもので、誓約書はとっておられるのかというふうな形のもので質問をしたいと思います。

その質問で、その誓約書をとっておられたら、その誓約書というのは万一その情報が発覚した場合について、地方公務員法違反というふうな形のものでしっかり適用するというふうな形のもので書かれているのかというふうな形のものでちょっと確認をさせていただきたいというふうに思います。企業であれば、完璧にそれは解雇になりますので、その点、町の方はどのようになっているのか、お願いいたします。

○建部議長 企画監理課長。

○中山企画監理課長 ただいまのご質問でございますけれども、誓約書等につきましてはとる手法はとっておりません。もっていないという状況でございます。今ほどお話にありましたように、法律違反という部分につきましては、当然うちの方もとっていないという根拠の中に、地方公務員法の34条の守秘義務、また、甲良町の中でも甲良町電子計算組織の管理運営規則等を設けておりまして、その守秘義務については定めております。もちろんこれに違反した場合は、ご質問にあったように、この法律に照らし合わせての対処というふうに考えております。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 そういうふうな形のもので、方法、手段系であれば別に構わんで

すけれども、あと、やめられる前、皆さんひな壇におられる方、やめられるんですけれども、一番甲良町の情報というのをよくご存じの方ばかりやと思うんですけれども、それで漏らしたらあかんこともあるし、漏らしてもええこともあると思うんですけれども、そういう在任期間中知り得た個人情報というふうな形のを防止するために、これもどないされているか、具体的な誓約書というふうな形のものが必要ならというふうな形のもので書かさせていただいたんですけれども、どのように対処されているかというふうな形のもの、やめてからは私には関係ないですというふうなわけにはいきませんので、ちょっとよろしくをお願いします。

○**建部議長** 総務課長。

○**大橋総務課長** 地方公務員法第34条によりますと、職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならないと。その職を終えた後もまた同様とするということになっていまして、その終えた後というのは、これは一生涯、死ぬまで漏らしてはならないというふうなことであります。したがって、法でいきますと仕事中的ことは一生涯誰にも言えないということになりますし、もしもそういうことを漏らしたときは1年以下の懲役または3万円以下の罰金ということでありまして、例えば役場の職員の中でも保健師とか、そういう関係につきましては10万円以下の罰金というふうなことになっておりまして、より罪が重いというふうなことになります。職員の場合は1年以下または3万円以下の罰金というふうな形がつきまとうということになります。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** 今聞かせてもらって、罰則がえらい甘いなというふうな形のことでも聞かせてもらいました。

続いて、退職者についての、やはりログというか、名札も含めてログ、パスワードも含めてログというふうな形なんですけれども、そういうようなものを即座に抹消というふうな形のものシステムというか、そういうような形のものになっておるんでしょうか。その点、聞かせていただきたいなと思います。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**中山企画監理課長** 退職者のパスワード等は抹消ということで動かさせていただいております。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** 是が非でもそういうふうな形のもので、部下等に例えばそういうメールとかが来たら、仮にちょっと見ておいてやというふうな形のものがないように、是が非でもお願いしたいというふうに思っております。

それと、次に、防犯について質問をしたいというふうに思っております。

年末年始、交通安全についてはいろいろな形のもので啓発はされております。最近では、老人をねらう振り込め詐欺というふうな形のものが多い発生しております。その内容、手口についても高度化されまして、やはりそういうふうな特殊詐欺というふうな形のものが多い最近言われているケースが非常に高いというふうに思っております。

甲良町につきましても、やはりそういうふうな形のもの事案というふうな、未遂が起こったときについては、やはりそういうふうな形のものについても広域に知らしめすというふうな形が重大であろうかと思っておりますけれども、それ以前に、そういうふうな形の啓発活動というふうな形も、やはり万全であろうかというふうな形についてお聞かせ願えればありがたいというふうに思います。

○**建部議長** 総務課長。

○**大橋総務課長** 町内で詐欺事件、またはそういう悪徳商法の事件が総務課の方に入ってくれば、すぐに防災無線で町民に注意を呼びかけています。また、啓発等ですが、町の広報こうらで、毎月駐在所だよりというページを設けてもらっているんですが、近隣で、管内でそういうことが起これば、駐在所だよりで今回も年末年始における特別警戒実施ということで12月号にもこういう形で掲載させてもらっていますし、何かあれば総務課職員がその現場に駆けつけるというふうな対応もさせてもらっています。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** ありがとうございます。

続きまして、最近税務職員が納税者宅を訪問したときにトラブルが発生したというふうな形を聞いております。その現状はどうだったのかというふうな形のものでお聞かせ願えればありがたいと思います。

○**建部議長** 税務課長。

○**上田税務課長** 今おっしゃっていただきましたように、最近、税務の関係でお宅の方の自宅の方へ質問等調査にお伺いしたときに、その方が家の方へ、少し玄関をいらせていただいたときに、中の方へ入られて刃物とか、包丁等を持ち出してこられて、そういうおどされたとか、そういう状況に陥ったという中でその場を早急に立ち去ったという状況があったわけなんですけれども、その中で想定外というところになってしまったわけなので、そのあたりは想定外では済まされない状況もあるという中で、今後その対応というのは町としてやっていかんとあかんというように考えている、そういう状況があったということでございます。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** 23年の3月議会の全員協議会の資料を見せていただいたんです

けど、これは西澤議員、でも、ちょっと僕もお伺いしたこともあるんですけども、予算質問の中で、当時の総務課長というふうな答弁が、不当要求対策官、前は常勤じゃなかったんですけども、今、常勤になられているというふうな形のものも、給料も増えていくというふうなことで一挙に増えたというふうな形のもの質問の中で、当然毎日勤務というふうな形になってこようかと思えます。

そういった中で、当然じっと犯罪は未然防止で待っているわけでもなく、そういうような形についてはやはり住民も含めての対応とマニュアルというふうな形のものを作成したり、また、職員に対してのそういう研修会というふうな形を設けたりというふうな形のもので、そういうマニュアルづくりというふうなことです。難問にも対応できるようなアドバイスというふうな形を書かれていたと思うんですが、アドバイスを受けるということでしたんですけども、それがマニュアル、研修会ということが、もう2年ほどたっていると思うのでもうできていると思うんですが、その関係はどうか。

○建部議長 総務課長。

○大橋総務課長 まず、研修状況ですが、21年から今まで不当要求に関する研修は2回実施しております。それから、磯部さんが今対策官としておられるんですが、その方の意見もお聞かせ願いながら不当要求対応マニュアルという形を今相談させてもらいながらつくっていて、まだ職員には徹底できていないんですが、こういう形でかなりの、30ページぐらいのマニュアルをつくっていて、これから職員に徹底しようということを思っています。

磯部さんの県下での状況を聞かせてもらったり、それから、甲良町の対応も一応一覧表にずっとまとめてもらっていますので、そういうのを参考にしながらつくってきたところでございます。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 できるだけやはりそういうふうな形について敏速につくっていただいて、結果としてそういう事案が出てきましたので、やっぱりそういうふうな形のを、せっかくいててもらって、やはりそういうふうな形で常勤をしてもらっていますので、できるだけ早くつくっていただきたいというふうに思っております。

それと、町長からお聞きした中で、3番目の不当要求官の契約任期というふうな形のもので切れようとしているわけですが、当然甲良町についても引き続き不当要求官ということについては必要やと思えます。そういった中で再任の状況か、後任の状況かというふうな形のものをお聞きしたいというふうに思えます。

○建部議長 総務課長。

○大橋総務課長 磯部さんにつきましては、諸事情で今年度をもって退職したいという申し出がありまして、実は先日、11月29日に、町長と、それから担当課の企画課の課長、それと私、3名で滋賀県警の人事課というのか、そちらの方へ出向きまして後継者を派遣していただくようお願いしてきました。

ただ、そういう県下で需要者が多くて、企業も含めて60名ぐらい要望があると。その中で実際退職されてそういうなのに希望というのか、そういうのに行ってもいいよという方が45名ぐらいということで、15名以上の不足があるというふうなことも聞かせてもらっています。でも、甲良町は今までの実績もありますし、こういうことでどうしても必要ですということを訴えてきましたので、甲良町に関しては何とか継続できるようにしてあげようというふうなこともいただいていますので、何とか新年度も来ていただけるというふうに思っております。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 どうもありがとうございました。一応、質問の方は終わらせていただきたいというように思いますけれども、3月議会以降6回、一般質問をさせていただきました。来年度については、やはりそういうような形のフォロー、私の意味ではフォローというふうな年やと思います。フォローというのは、僕自身も含めてほかの議員さんの内容も含めて、できるだけフォローをしていって、町民のためになるような形にしていきたいというふうに思っております。どうもありがとうございました。

○建部議長 これで阪東議員の一般質問が終わりました。

ここで、暫時休憩をいたします。

(午前10時15分 休憩)

(午前10時35分 再開)

○建部議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、5番 丸山光雄議員の一般質問を許します。

丸山議員。

○丸山光雄議員 一般質問の議長の許しを受けましたので、一般質問をさせていただきます。

議員の盗水問題の全面解決と盗水問題の根本的原因の根絶についてお尋ねいたします。

その前に、今回衆議院選挙が行われることになりました、きのう告示で。それ以前に私たちは各町、字、いろいろ歩きました。そのときに、まず言われたのは、国のことはまあまあとしても、まず、町の不正をただしてくれということが非常に大きな反響でした。そういうことで、できたらこの解決は、

この盗水問題は解決に向かって努力していただきたいと思います。

それじゃ、質問に入ります。

山田議員の不正に免れた水道料金相当額ならびに条例に基づく過料の請求は行ったのか。担当課長をお願いします。

○建部議長 水道課参事。

○北坂水道課参事 今のご質問についてお答えいたします。

9月議会でもご質問いただいて、答弁させていただいたように、免れた金額、過料請求は、条例に定められたとおり請求を行っております。金額につきましては7月13日の臨時議会で説明を行いました金額で請求を行っております。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 水道過料の請求は行ったということですが、相手方に届いていると思うんですけど、返事がありましたか。

○建部議長 水道課長。

○茶木水道課長 今、参事の方が答弁したように、請求は行いました。その後、相手さんの方から、いわゆる弁明書なりをいただいて次の手続に入っている状況でございます。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 同じ問題ですけど、町長にちょっとお尋ねいたします。

広報こうらの中で、再三の催促に応じない場合につきましては、財産調査を行い、預金や給与、不動産、自動車などの差し押さえをすると明言しています。私の知り合いのある町民は、一度請求が来ただけで即差し押さえになったと聞いています。これについても差し押さえに入るのでしょうか。お尋ねします。

○建部議長 北川町長。

○北川町長 この件につきましては、先ほど水道課長が申し上げましたとおりでありまして、今後の対応については相手さん、いろいろとまた弁明されておりますので、その状況を見ながら今後判断をしていきたいというように思っています。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 その件については、しっかりとした、毅然とした態度で対応していただきたいと思います。

次に入ります。

次に、町長にお尋ねいたします。

ある町民から情報公開条例を活用して公開を求めたら、個人情報のため非公開にするとの通知でしたが、これは道理に合わないのじゃないかと思いま

す。というのは、山田議員が不正取水をしたことは新聞・テレビで報道されて、その上、北川町長自身が今年1月に記者会見を行い、山田議員、個人名をちゃんと出して不正取水したときの水道代と盗水バイパス管、町職員がカットした後との水道代金との差額についても既に公開したから、個人情報も理由に公開しないのは通用しないんだらうと思いますが、町民には公開すべきじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○建部議長 水道課長。

○茶木水道課長 今、町長の方にご質問をとということでございますが、私の方からご説明を申し上げます。

個人の方から情報公開の請求をいただきました。その内容について内部で審査をさせてもいただきました。そういうことから、個人情報にかかるということで、債権に当たるため個人情報の保護の観点から非公開というふうにさせていただきましたので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 やはり開かれた町政をするのには、やはり町民にも開かれた町政を行っていただきたい、そうお願いしまして、次に行きます。

盗水バイパス管を設置した業者が山田議員だけでないと具体的に件数を挙げて証言しており、この問題は全面解決が何としても必要だと思うが、全世帯の調査をして、一日も早く解決すべきだと、調査についての進行状況はどうなっているのか、説明を求めます。

○建部議長 水道課参事。

○北坂水道課参事 現在、以前も答弁していると思いますが、計量法によりますメーター交換を現在実施いたしております。長寺西、法養寺、小川原、今年につきましては3つの字が交換の対象になり、12月末で完了する予定であります。業者委託はしておりますけども、職員がずっと巡回、点検を行っております。

それと、もう一つは漏水調査を実施、メーター交換の完了後、委託、実施する予定であります。これについても戸別メーターの点検といいますか、漏水の町調査というんですか、そういうものの調査も行います。平成25年、平成26年と3年間でもって町内全域を同様に点検する予定であります。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 そういうことでしたら、できるだけ早く調査することが町民の不公平さをなくすということでは一日も早く進めていただきたい、そういうふうをお願いしておきます。

4番目に入ります。



これは、町長にぜひ答えてほしいんですけど、すべての町民に負担の公平、秩序の維持をどのように説明していくつもりなのか、お尋ねいたします。

○**建部議長** 水道課長。

○**茶木水道課長** 申しわけございません。また私の方からご答弁をさせていただきたいと思います。

水道の使用料、いわゆる料金については、毎月毎月の調定を行っております。住民の95%の方が口座振替なり、納付をいただいております。そういうことから考えますと、水道の料金の徴収の例外、また使用料についてはご理解をいただいておりますし、多くの方が入金をしていただいておりますというふうにご理解をいただいておりますし、そういうことからご理解をいただいておりますというふうに思います。

でも、議員さんの方のご指摘のように、いわゆる盗水問題については、いろいろと町民の方からもあるというふうなご指摘でもございます。そういう観点から、平成24年、25年、26年と含めて、参事が申しましたように調査をしながら根絶を図っていきたいというふうな形の中で整理をしていくというふうに思っておりますし、そういうことが町民にも知らしめていくということで町民の理解がしていただけるのではないかと考えております。そういうことから、有収率が若干低下しているというふうなご指摘も以前もいただいているというふうな状況でもございますし、そういうことをやりながら有収率の向上に努めながら、甲良町の安定した、安全でおいしい水を供給していくということを念頭に置いて頑張っていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○**建部議長** 丸山光雄議員。

○**丸山光雄議員** このことは、やはり町長からも一言、びしっと決めた言葉ももらいたいと思います。町長、お願いします。

○**建部議長** 北川町長。

○**北川町長** 今、水道課長が申し上げたとおりでございます。負担の公平、これは非常に大事なことでもあります。本税ならびに国保税、いわゆる保険料、あるいは水道料金、すべて含めて公平に負担をしていただくというのでありまして、そのことは一番認識をしております。町民の皆さんも、今、水道課長が言いましたように、大体95%の方が振り込みで全部税を納めていただいていると。過去におきましては、例えば水道料金の場合はそれぞれの字の婦人会が順番に徴収をされて、滞納額もそういう場合は知り合いの近所の人が集めるということで非常に水道料金の収納が高かった。しかし、口座振替になってから、かなりそれはマイナス要素になったなというような思いをしておりますが、なかなかそういう点の解消に向けての手だてというの

は、督促をするなり、あるいは場合によったら水道をとめるなり、そういう形でご理解をいただいて収納率を上げるというような形をとっておりますので、弱い人にもしっかりと対応はしていただくということで今後も取り組んでいきたいなというように思っています。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 町長のしっかりした対応をしていくということでしていただいたので、その辺の方はよろしくお願いいたしまして一般質問を終わります。

○建部議長 丸山光雄議員の一般質問が終わりました。

次に、11番 西澤議員の一般質問を許します。

西澤議員。

○西澤議員 それでは、早速一般質問を始めさせていただきます。

最初に、質問通告で答弁を求めるものということで出させていただきましたが、ここにプリントされていますのは人権課長、それから、1については人権課長、それから2番目については総務課長や産業課長、それから3については教育長や教育センター長、それから学校教育課長、教育次長というようになっています。中心的な北川町政の町長としての姿勢の問題をただすことでご回答いただきたい。そして、直接の声を、姿勢を聞かせていただきたいという思いから、私はこの中の部分で町長にというように求めてまいりました。その都度、町長にお尋ねしますということでしたいと思います。

1番目の部落解放同盟が主導する集会、11月7、8、9と3日間行われました。その集会への公金支出を問題にさせていただきましたし、そして、町職員の派遣をされました。この問題について姿勢をお尋ねするものです。そして、誰もが納得できる町政、こういう点からも外れているのではないかという角度で質問をさせていただきます。

以前、和歌山県の吉備町の元助役が、愛知郡愛知川町で講演されました。そのときに同和地域の間が周りから理解される言動が特に大切だということと言われたことが非常に心に残っておりますし、甲良町でもそのことが非常に大切でありますし、もちろんそのことを理解をし、そして、歴史上つくられた、つまり政治によってつくられた格差、そして貧困、そして身分差別、これをしっかりと私たちが見据えた上で現代に合った同和問題をどう考えるのかというスタンスが大事でありまして、解放同盟が唱えますのはそうではありません。部落外の者と、それから部落民との……

(「誰が部落民や、こら。言うてみ、一ぺん。誰が部落民や」の声あり)

○西澤議員 区別で成り立つ同和対策は、社会と政治……。

(「何を言うてるんや、おまえは」の声あり)

○建部議長 静粛に。

○西澤議員 こういう姿勢が、彼は、発言をされましたのは解放同盟の……。

(「ちゃんと発言せえ。質問せえ」の声あり)

○西澤議員 副支部長であります。そういう、意見を聞かないということ自体が、解放同盟の体質をあらわしていることをよく自覚する必要があります。

そこで、その区分で成り立つ同和対策特別対策は、社会と政治、経済、社会保障、外交など、日本の直面する問題を、解決をしなければならない課題を専ら同和問題や部落問題という視野からしかとらえられない特別対策継続の結果、連帯し共同する住民同士を分断するものではないかと考えます。

もともと住民同士はいろんな立場が違います。しかし、同じ地域に住み、同じ空気を吸い、そして、未来を見詰めながら暮らしています。そして、仕事をしています。そして、それぞれがつながりを持っています。こういうことを部落民である……。

(「誰が部落民や。もう1回言うてみ、こら」の声あり)

○西澤議員 そして、部落外だということで区別すること自体、こういう発言すること自体が問題であります。

(「議長、問題発言」の声あり)

(「部落民というのはな」の声あり)

○西澤議員 連帯し共同する住民同士を分断するものではないかと考えますが、言っておきますが、部落民というのは解放同盟も部落民というように表現をされ、文書にも載っています。これを引用しているにすぎませんし、そこを特定する行政が続いている限り、そのことを言わざるを得ません。1についての答弁を求めたいと思います。

○建部議長 人権課長。

○奥川人権課長 昭和44年に同和対策事業特別措置法が制定されて以来、甲良町では部落差別の撤廃を最優先にしてまいりました。地域の環境改善、福祉対策、教育や就労問題の取り組み、また、啓発活動を展開し今日に至っております。とりわけ部落解放運動とともに取り組まれた地域の改善事業は、現在のまちづくりの礎となりました。

さらに、甲良ならではの景観の保全整備を進めたまちづくり事業は、各集落の取り組みから町内全域の人々に広がりを見せています。部落差別と向き合ってきたことから町民が互いに認め合い、人権尊重のまちづくりを進めています。今後も町民が連携し、協力、協働により、より一層住みよいまちづくりのため人権教育、啓発の前進につなげていかなければならないと考えております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 今、立派なスローガン、そして、考え方を述べていただきました

が、その結果、当初の目的であった貧困の解決や、それから就労の促進、そして、差別の撤廃、改善、緩和、こういう方向に進んだと考えますか。

○建部議長 人権課長。

○奥川人権課長 十分とは言えませんが、一定進んだと思っております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 十分ではないというように一部認められましたが、結局、33年間、同和対策事業を法によって進めました。その結果でもそういう基本的なところが解決をしていませんし、人口の流出は現にリアルなところで私たち直視しなければなりません。そして、せせらぎ遊園のまちということで昭和62年から提唱をされ、始めましたが、甲良町ではびこる利権の問題や、そして、行政を舞台とした不正の問題は根本的な解決はまだ半ばであります。そういう点から見ても、同和対策事業の結果、そういう住みよい町、そして、みんなが協力し合いながら住める町というような現状にはまだなっていないということを直視する必要があります。

そこで、2つ目ですが、町職員の参加がありました。職務扱いと聞きましたが、個人、自主参加かどうか、ご回答ください。

○建部議長 人権課長。

○奥川人権課長 町職員の参加は職務扱いで参加をしております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 後でも、これ、触れますが、職務扱いということは給料が出ています。そして、職務として出席をする。つまり一団体が主催をし、実行委員会という形をとっていますが、会計、つまり参加費は部落解放同盟中央本部に納入することになっています。そういうところから見ても、部落解放同盟が主催をする、主導をする集会というように私は言いましたが、そういうように見えますし、中身自体も解放同盟の委員長と知事とが対談をするというようなことが大きく中心になっています。そういう点から見ても、職務扱いとして職員を動員するというのはいかかなものかというように思います。

これは町職員を、参加を半ば強制のように動員目標とチラシには書いています。割り当てること自体、行政を手足と考えて、その動員目標に唯々諾々として従う行政の姿勢は、全体の奉仕者の精神に合致しているというようには言えないと思いますが、どうなんですか。

○建部議長 人権課長。

○奥川人権課長 今年の集会ですが、町への参加依頼もととしましては、部落解放研究滋賀県集会実行委員会の方から来ておりまして、そちらで取りまとめをされ、その実行委員会には県内の87団体も加入しておりまして、そこからの参加依頼という形で来ておりましたので、参加をしております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 町長に再度お尋ねします。

全体の奉仕者を貫くことを指揮命令として日常不断に町長は監督する義務が負わされています。そういう点から、この集会に参加することを職務扱い、種々の町職員が参加をする町の行事等で出勤扱いというようにされますが、これ、平日の水、木、金になっています。こういう点でも町民に、大々的にきちっと知らせて、それが理解されるか。こういう点では全体の奉仕者に背いてしまうというように考えますが、町長のお考えをお聞きいたします。

○建部議長 北川町長。

○北川町長 私も就任のときに、地方公務員は全体の奉仕者の精神で頑張っしてほしいということを申し上げた、そういうことの経緯がございます。そうした中で、今回の部落解放の全国集会、これは、先ほど人権課長が申し上げましたように、滋賀県集会と全国集会が、たまたま今年全国集会が滋賀県であったというようなことから、滋賀県集会に参加する分を全国集会の方に統一して参加をしていただいた、そういう経緯があります。

その中で、特に本町の場合は、彦根、愛知、犬上の部落解放人権政策確立要求の地区の実行委員会も含んでおります。そういう関係で人権のいろんな課題に対しての研修なり、あるいは啓発なり、そういうことも展開をしておる中で、この一端として、今回は特に町村会がこの全国集会もバックアップしているということから参加をしていただいて、皆さんそれぞれ研修、啓発をしていただくということにさせていただいた、そういう経緯です。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 誰もがなかなか納得しがたいところだというように思います。

4番目に、これらは部落解放同盟に対する特別優遇だと見られます。町民の理解は得られないというように思いますが、この点についてどうお考えか、お答えください。

○建部議長 人権課長。

○奥川人権課長 さまざまな方々とともに国内での実態や状況を知り、その取り組み等について学び、職員にあっては日常業務に活かしていけるものと思っております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 同和地域以外の人間は差別的な存在として活動を始めました。その後、綱領が改定をされたようであります。これは解放同盟の方針であります。もともとそういう方針を持っている団体であります。同和地域の中で貧富の差は見た目以上に明瞭でありますし、深刻であります。そういう点からも、同和地域住民の生活向上という大義名分も失われつつあるというように

思いますし、そのことは全くほったらかされてまいりました。

その言い分を聞きながら進めた33年間、そして、法が終わった後の行政も、その同和行政の継続をされています。しかし、貧富の差を解消するという方向の施策も打ち出されていませんし、その努力はされていません。こういう点では、大義名分も失われていると思いますが、いかがお考えですか。町長にお尋ねします。

○建部議長 北川町長。

○北川町長 今、西澤議員がおっしゃった中で、貧富の差が大きいというのは、これはもともと過去をさかのぼると、差別意識があったことによって就労がスムーズにいけない部分から貧富の差も出てきているということではないかなというような私は思いをしております。したがって、差別を解消することによって、いわゆる就労人口がかなりアップし、それによってその地域の人たちの経済も豊かになることによって貧富の差も少なくなるのではないかなというような思いをしております。今日に至っては、そういう部分では、私たちはこの今の部落問題をはじめ、いろんな差別問題がございますが、それは心の中に差別の意識があるからそれがなかなかぬぐえない。だから、いろんな研修をし、啓発をすることによって、心の中の差別を払拭する、そういう姿勢が一番大事、そのことによって皆が平等で対等の立場で頑張れる、そういう環境づくりができてくるのではないかなと、このように私は思っておりますので、まだまだ甲良町においてはそういう部分で欠けている部分があるということから、研修は必要かなというような思いをしております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 意識の問題として言われましたが、私は貧富の差を生んでいる、このことについては町長もお認めになり、歴史的な経緯はあります。しかし、実態のところ改善をする、実態のところ格差がなくなるという施策は政治の責任であります。この点で言えば、幾つもございますが、非正規でしか働けないような状況、しかもそれは法律によって制限をされ、非正規と言われる方が1,000万人を超える。そして、200万以下の所得の方が1,000万人以上がそういう低所得者になっているというのは、製造現場に非正規の、つまり労働派遣法が改悪をされてから顕著であります。こういうのを改善をしなければなりません。

また、お年寄りを差別的な制度で困り込む後期高齢者医療制度もそうあります。お年寄り医療を受けなくて当然とするような別枠の医療制度、そして保険制度の別体系になっています。こういう点からも政治の責任の部分で格差をつくり、そして、同和地域、同和地域外も含めて、底辺層を生きる希望を保障するというところに手当てをして実態を改善する必要があります。

住宅施策で言えば、住宅を構築する資力のない方は、公営住宅、公設の住宅を手当てをして、住まいというのは人権の大前提です。職、労働と併せて大前提となるものであります。そういう実態を改善する必要を提起をしています。にもかかわらず、意識の問題だけ、専らそこに当てて人の心の中に差別があるからなくなならない、そうじゃありません。非正規の労働法、派遣法は改悪をされて、サービスだけではなくて製造現場にも適用されて、安い賃金で、よくテレビでもやっています。福島事故の処理をする労働者が実際には東電から十数万も出ているのに、実際の働いている方は数万、あるいは1万、2万という手取りしかもらっていないという現状、このこと自体を克服して、富める者はさらに富める。貧富の者はさらに貧富になる。この大もとをただす必要を、私は特に感じていることを申し上げて次に進みます。

2つ目に、来年度の予算編成に向けた方針と施策、それに伴う人事配置についてであります。

1つに、来年度の予算編成にあたって、日本経済の状況と町民の暮らし、営業の現状をどのように認識し、何を来年度の町政の基本としようとしているのか、お答え、よろしくお願いします。

○建部議長 総務課長。

○大橋総務課長 来年度の予算編成方針につきましては、11月の最初の課長会で、平成25年度予算編成方針という方針を出させていただいて、各担当課に徹底をしているところであります。

これに基づいて、各課はこれから予算要求をしてくるわけなんですけど、まず、国の社会経済情勢、また県の状況等を詳細によって書かさせてもらっています。

まず、国につきましては、グリーンエネルギー、環境、ライフ、健康と農林漁業にかかわるものについて日本再生戦略をふまえた予算配分の重点化、省庁の枠を超えた大胆な予算の組みかえに資する編成の仕組みの導入というのを柱としているというふうな形で書かさせてもらって、甲良町に関しての重点施策なんですけど、もともと甲良町は人権尊重とせせらぎ遊園のまちづくりをスローガンに掲げています。その中で9つの重点施策を掲げています。

まず、人権施策、それから保健福祉施策、それから教育施策、4番目に子育て支援施策、次にまちづくり施策、6番目に農業の産業振興施策、7番目に環境施策、8番目に安心・安全のまちづくりの施策、9番目に定住自立圏の推進という形で、その9件を重点施策として取り上げて予算編成についての考え方を示しています。

以上が、町の基本姿勢でございます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 今答弁をいただきましたが、後段のところの、日本経済の現状と町民の暮らしと営業の現状をどのように認識しているのかということが抜け落ちていましたので、その認識をお答えください。それは、甲良町農業をめぐる状況です。農政をめぐる状況とも言えるでしょう。そして、滞納問題に見られる町民の深刻な格差の拡大です。貧富の差の拡大、そして、納税をしないということは、ある意味では法の逸脱ともなります。そして、もう一つの側面は、払いたくても払えない現状があります。そういうところをどう認識しているのか、再度ご説明ください。よろしく申し上げます。

○建部議長 総務課長。

○大橋総務課長 日本経済の状況ということでございますので、実はご存じのとおり、東日本大震災の関係で、平成25年度の交付税も減額されるというふうなことが考えられます。それで、職員の退職の歳出の抑制もあるんですが、社会保障関係の自然増や、特別会計等の操出金の増も予想されるので、甲良町としては約2億円程度財源不足が今のところ見込まれると予想しております。

それで、納税についてのということですが、予算編成方針につきましても納税意欲を高めるということと、未収金を抱える歳入については具体的な対策を講じるなど、収納率の一層の向上に最大限の努力を傾注することというふうなことも書かさせてもらっていますし、きのうの全協の方でも新たな農業施策の方針も説明させてもらったとおり、甲良町に関してもまだまだ重点的に取り組んでいかなければならないこともあります。そういう新しい施策も導入しながら予算編成を考えていきたいなというふうに思っています。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 財政運営や町行政を運営する上で、法に基づいて軽減が可能な方についてのきちっとしたお知らせをし、そして、正しく対応するということをぜひしていただきたいと思っておりますし、方針を出していただいたことですので、後にいただくことができるか、いただきたいと思っておりますが、それも併せてご答弁願えれば幸いです。

2つ目の町民の暮らしと営業、農業振興を直接支援する施策に転換すべきだというように思います。これは1ともかわり、町民の暮らしをめぐる状況、農業をめぐる状況からどう対応するのかが問われてくると思いますので、よろしく申し上げます。

○建部議長 産業課長。

○米田産業課長 予算編成に向けてということを中心に置いて、産業課におきましては、農業振興を直接支援する施策に転換すべきではないかということのご質問でございます。



そうした中、先日、全協でも平成25年度より考えております農業振興施策についてということでございましたけれど、時間の関係上もありまして、また、議員の方からも話がありましたように、再度内部で検討いたしまして、後日時間を設けて詳細なご説明をいたしたいというように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 こうらの里については、その計画説明ですよね。今、課長が言われましたやつはまた別の機会で説明していただくわけですけども、この2に関して、どういう施策を来年度展開、重点で置こうとしているのか、お答えいただければ結構です。

○建部議長 産業課長。

○米田産業課長 農業振興についての基本的考え方といたしまして、せせらぎの里を通しての農産物の需給安定と、生産農家の経営安定を図るために、安定生産、また、計画的出荷を推進するための施策を講じる必要があるというふうに考えておりますので、平成25年度以降、農業振興を直接支援する施策として先般、お示しさせていただきました甲良町せせらぎ農産物の振興事業を推進していきたいというように考えているところでございます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 町民の暮らしというところでは、子育て応援も大事な施策です。これで今、農業は言いましたが、答弁いただきましたが、暮らしの問題では答弁をいただけていないんです。併せて、子育てではお隣の多賀町が、中学校まで医療費無料化を条例化で制定をされました。若いお母さん方はメール交換が非常に簡単にされるようでして、多賀の状況をすぐさま知っておられまして、甲良町でもぜひしてほしいなというのが幾つか直接聞かせていただいています。そういう点でも暮らしの応援、子育ての応援、これは関連をして若い世代が暮らしやすい、そして、甲良町に定住できる、こういう1つの施策ともなります。多賀町は、そのねらいをもとにしてつくられたと聞いています。こういう点で、最初の暮らしのところではどのような力点を置こうとしているのか、よろしくお願いいたします。

○建部議長 総務課長。

○大橋総務課長 確かにおっしゃるとおり、暮らしの応援等も大切なことだと思います。私、直接担当課じゃないので多賀町の状況等は把握していませんが、そういうような情報があればすぐに取り入れてみるという検討もしていきたいなというふうに思っております。

○建部議長 保健福祉課長。

○川嶋保健福祉課長 実は、状況につきましては逐一把握をしております。聞

いておりますけれども、以前の議会でも答弁させていただきましたように、それをする事によって町の財政を考えていけないといけないうことで、今はちょっと無理だということを返答させていただきました。今後、いろいろなことを考えて、できることならできるということになるんですけれども、今のところは町財政のこともありますので、やれる、やれないのは、ちょっとできないということに返答させていただきます。

○**建部議長** 西澤議員、次へ進んでください。

○**西澤議員** ぜひとも前向きな施策の重点化というように、財政上の工夫も要るかと思いますが、ぜひその暮らし応援、それから農業支援を重点に置いていただきたいと思います。

3つ目の不当要求対策官の設置の問題です。

これは、阪東議員からも質問がありました。私は、これは試行した上で、経過から見てやめるべきだというように、立場から質問するものです。不当要求対策官の設置をしたこと自体が、町民と行政の信頼関係が崩れているというように思います。そのことを幾つかの事例で物語っています。町民を監視する不当対策官を設置しなければならない事態が常時発生すると想定しているためにこういう結果になったのであります。本来、町民と行政は道理と納得の上での施策の推進であるべきですし、町民はいろんな角度からいろんな要望を出し、いろんな意見を出すというのが大前提であります。それでこそ地方自治と住民自治の両立ができて、甲良町の行政が1つずつ前へ進むというものであります。これを不当要求の対策官、つまり刑事警察として勤務をした、その職歴はわかりませんが、警察官というのは犯罪を取り締まり、犯罪を未然に防止をする、そして、それを検挙をしていく。こういう任務が与えられて、それを長年活動されてこられた方であります。

これを配置すること自体、甲良町行政が町民に信頼を得て、納得の上で、話し合いの中では双方が感情をむき出しにして言い合うときもあるでしょう。けれども、それは話し合いの過程であります。ですから、そういう点では道理と納得の上で進めるべきだと考えますが、考えをお聞かせください。

○**建部議長** 総務課長。

○**大橋総務課長** まず、最初に申された、町民との信頼が崩れているということですが、私どもの方は崩れているとは思っておりません。やはり実績でも、毎年30件から40件ぐらいの処理というのか、相談件数がございます。したがって、当初は本当に無理難題を言われる町民の方もおられたんですが、今のところそういう件数も徐々に減ってきているということもありますし、同席していただいたことによってスムーズに解決しているということもあります。

したがいまして、行政としては今後も続けていく予定でありますし、先ほど言いましたとおり、マニュアル等もつくって、行く行くは職員で処理できるように体制も整えていきたいと思いますが、今のところ同じような形で継続していきたいなというふうに思っております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 そういう対応ならば、今の職員が乱暴な言葉はやめてくださいとか、そういう不当な要求はのむことができませんねというので毅然と対応すれば済む話であります。

せんだって私と丸山光雄議員と、中村むつ子さんを連れてあいさつに役場ロビーに立ちました。そうしますと、不当要求対策官は、写真を撮る行為をされたようであります。私は後ろ向きでしたので見えませんでした、丸山議員が現認をしています。また、要望を話す段階でテープを回されたというのを、これは目の前で回しますよというて言われますけども、そういう状況がありました。

つまり、住民の要求、来客を敵視をしている、初めから。そういうように見ているとしか考えられないのです。行政と住民との関係で、信頼の前提を崩してしまう。つまり、信頼関係が崩れていないと思っておりますが、町民からすれば、こんなことはけしからんと言って来庁する方もおられますし、電話で抗議する方もおられます。これは住民の意見の表明の権限の範囲です。それを超えて暴力行為だとか、暴言だとかいう場合は、町の職員、そして幹部が対応して、だめですよと言ってほしい、思います。

ちなみに、公務員が犯罪を思料したときは告訴、告発の義務を負うと。これは法に課しています。この立場から、幹部はもちろんですが、町職員全員が全体の奉仕者として不当要求には毅然と法と良心に基づいて対応することが求められると思うんですが、いかがですか。

○建部議長 総務課長。

○大橋総務課長 先ほど言っていたきました刑事訴訟法の犯罪を思料したときは、直ちに告訴しなければならないということも十分知っております。それで、今まで町職員も毅然として対応していたこともありますが、やはりそれでもなかなか納得していただけないということもありますし、言葉の荒い方、それから暴力的なことがあったということもありますので、そういう対策官も来ていただいて対応しているところでございます。

おっしゃるとおり、おられないのが町の財政にとっても、信頼関係にとってもいいことかもしれませんが、当分の間はそういう形で、職員に徹底できるまでは続けていきたいなというふうに思っています。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 この設置するかどうかという問題もありますけども、私は、行政と住民との関係、つまり、いろんなやりとりをする上で信頼の前提で話し合いをすることで警察官が同席をする。もとでありますけども、そういうこと自体が異常だということです。それは、行政のやり方や施策、それから制度などに対して異議あり、それから、改善すべきだと提起をすること自体が、言葉が荒くなる場合もありますし、私どもが要望に行きますと、磯部対策官が近くに来て様子を聞くというようになっていきます。それは、こういう住民の意見自体を不当要求としてとらえる大前提の危険をはらんでいると考えるんですが、そういう点の払拭をする必要でも、不当対策官の設置を日常的に行う必要があるのかどうか。ぜひ見直していただきたいと思いますが、いかがですか。

○建部議長 この項、最後の答弁。

総務課長。

○大橋総務課長 見直しをということではありますが、先ほども申し上げたとおり、職員がそれに対応できるような力をつければ徐々にそのことは考えていかなければならないなというふうに思っています。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 力をつける間ということではなくて、今現在、おられる幹部の皆さん、それから職員の皆さんは、町の税金を預かり、そして不当対策、不当要求については対応し、町民の要望を実現する先頭に立っていただく職員でありますから、そのことは心がけて運営いただきたいと思えます。

次に、学校給食センターの問題について進めていきます。

協定書が可決をされました。しかし、実際の運用、実際の詰めはこれからだというように思います。そこで、その問題、はらむ問題について私が考えているところで質問をさせていただきますので、ご回答、ご答弁、お願いしたいと思います。

1つは、これは今日の答弁を求める相手には教育長となっておりますが、私は町長そのもので結構です。この間、彦根市が進める学校給食センターに合流することを一切隠して準備をされてきました。11月20日に公開をして私たちに説明がありました。その後、学校関係者に説明をするということがありました。9月議会では、予算決算常任委員会で私が給食センター、彦根と豊郷の問題を取り上げて質問したところ、教育長から資料提供されているということでの答弁がありました。

こういう点から見たら、少なくとも半年、少なくとも3カ月、こういう住民の合意、それから、事実関係を知らせる上でも、また、論議をする上でも、期間が必要です。開かれた町政を公約をされているわけですし、こことも矛

盾をするのではないかというように思いますが、いかがですか。

○建部議長 北川町長。

○北川町長 この給食センターの彦根市が計画している部分については、資料が彦根市から提供されて、説明をされたのが8月であります。したがって、その資料を説明されて、私たちもそれを見させていただいて、それから後、先般の11月20日の全協までの間に時間がかかりましたがシミュレーションを幾通りかつくらせていただくということで、給食センターの所長なり、あるいは教育次長なりでいろんなシミュレーションをつくっていただきました。1つは、センター方式、このままで継続した場合、今後の給食センターの老朽化に伴ってどのような経費がかかるかということ、2番目に、給食センターを民間委託した場合にはどのような経費がかかり、そしてなおかつ老朽化に伴う経費、建てかえを含め、皆すべてを含めてそういうことを全部見積もりをさせていただいて、そして、広域で参加する分との比較をした結果、出たのが11月の中ごろであります。11月の初めかな、ぐらいであります。したがって、議会に説明するまでに資料をしっかりと整えるというのに時間がそれだけ要したということから、皆さんに説明をするのが11月20日の全協になったということで、私は決してないしょでどんどんどんどん進めたわけでもありません。資料をしっかりと説明するためにはそこまでの準備期間が必要であったということでもあります。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 今のご回答でいきますと、8月に資料提供を受け、11月初めに議会に説明をする資料の作成、それから比較検討と検討されてきたというわけですが、私は一番抜け落ちていると思いますのは、学校関係者、それから保護者に、こういう計画で進もうと思うが、方向だが、どうだろうか。今現在の給食、3校が賄っている給食センターでの意見もあれば、そして、彦根市が計画することに合流をする上でどう考えるか、そして、どんな要望があるかというアンケート、つまり、少なくとも教職員、それから、教育関係者、教育委員会等に意見を求めて、アンケートの結果立案していくというものが大事だと思います。

今聞かせていただくと、その経費面、費用対効果、この経済的な運営の面から検討されたのが主であると思いますが、以前のときにも言いました、4,500食、そして、広域になってそれが管理をできるのかどうかという点でも疑問があります。そういう学校関係者や保護者への意見聴取はどういうようにされたか、お答えください。

○建部議長 北川町長。

○北川町長 私は、開かれた町政の中には、特にまず一番最初に計画を立てた、

あるいはある程度データがそろったという中で、一番最初に議会にまず説明をするというのを優先度としては第1に挙げております。したがって、給食センターのこの件についても、まず議会の全協で説明をさせていただいたということで、順序としては、私は1番で間違いのないように確信をしております。

その中で、初めて皆さんにお示しをした後、早速次は教育委員会を開催をさせていただいて、教育委員の皆さんや学校関係の人たちにも、その報告をさせていただいたということで、順序としてはそういう順序でいくのが正しいのではないかと私は判断しております。ただ、アンケートについてはまだできておりません。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** 8月に資料提供をいただいて、庁舎内で検討した、その庁舎内の検討自体が私は短かかって、関係者の意見を聞く期間がなかったと思います。議会を大事にして、議会への報告を一義に考えていただいているという点はありがたいと思いますが、この給食センターを広域のセンターに合流をすることで影響を一番受けるのは保護者であり、子どもさんであり、学校関係者です。そういう点からは、その意見を、今後、締結されました、十分に知らせていただいて論議をくみ尽くしていただきたいと思います。

2つ目に、定住自立圏構想の給食センターへの合流ありきの資料ではないかというように思います。つまり、一番安いというように3つの例を示してありますが、この根拠については説明がありませんし、町単独で建設をする、これも現在17年目ですので、その後になると思います。大幅改修や内装の改修で十分に済むものと考えますし、そういう比較検討も十分要ると思いますが、この一番安いという点での根拠説明がありませんので、お答えください。よろしくお願いします。

○**建部議長** 給食センター所長。

○**陌間給食センター所長** 2つ目の問題でございますが、合流ありきの検討ということでございますが、先般の全員協議会で資料等、提示させていただいて、それぞれの経費等を出ささせていただいてご説明させていただいたと思っておりますが、その中でやはり子どもたち、また甲良町のためには合流した方がよりよいと。また、合流すべきであるというふうな判断をしたものであります。

また、財政的には定住自立圏での事業とすることによりまして、地域活性化事業債の活用を受けて、また、交付税措置があるということでございますので、町単独で建設していくということよりははるかに有利であると考えました。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** 一番安いという根拠は、話だけでありまして、根拠の説明がされていないんです。といいますのは、今度できます交流館、当初予算を組んでいた金額よりも入札で大幅に低くなりました。つまり、行政が考えている単価や、それから総額よりも実際に入札をかけ、そして、業者との見積もりを合わせていけば下がっていくということも十分あり得ることでありまして、現実に甲良町が、町行政がかかわった計画で、建築関係で当初予算よりも入札が大幅に下がったやつが幾つもあるわけです。そういう点から、行政の一方的なかかるというように思った、見たのは、根拠を示してもらわない限り、これが妥当だというようには見えないんです。つまり、入札にかけていませんので。そういうことから3つの比較の中で経済的にも十分効率よくいくという努力をすべきではないんですか。

○**建部議長** 給食センター所長。

○**陌間給食センター所長** 全協で提示させていただいた資料、2ページでございますが、その積算の根拠につきましては、いずれも同等な内容で見積もり、または彦根市から提示された資料等々によりまして同一の条件で積算したものでありますので、その後、入札等でいずれも数字等は変わるかもわかりませんが、土俵台といいますか、出させてもらってある数字は同一の条件で出してある数字でございます。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** 町単独で建設する場合の根拠、積算については、議会には提出されていませんし、私たちは知る由がないんです。安いんだと言われても、それは根拠はわかりません。そのことを言っているんです。

3つ目に行きます。

広域計画で食育、地産地消、学校運営の自主性、質の高い給食提供、それから、地元業者参入、これは討論でも言いましたが、競争にさらされていきます。そして、食育という点では大規模になります。4とも関連しますが、大規模になり、きめ細かな施策、きめ細かな対応というのが十分できかねない状況になります。その点では、本当に進められる、そして、そのことを担保する体制をどういうようにされるのか、お尋ねいたします。

○**建部議長** 学校教育課長。

○**橋本学校教育課長** まず、食育についてでございますが、食育の一番のねらいは、自然の恵みに感謝する、あるいは、給食に携わってくださる多くの人々に感謝し、食べ物を大切に子どもを育てることが大きくあります。とりわけ低学年の小さい子どもたちにとって食育を理解しやすいのは給食センターの施設や設備を実際に見学したり、あるいは、そこで働いておられる

調理員さんの、その姿を自分の目で見学し、体験することによる理解が一番必要と考えます。見学用の施設やスペース、あるいは、学習室や研修室等が設けられる予定となっております新しい施設がより食育にとってはふさわしいものと考えます。

また、次に地産地消、あるいは地元業者の参入、あるいは質の高い給食の提供等々につきましては、運営方法について今後1市2町で十分に協議を進め、今までの実績を下回らないように努力していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 今、学校教育課長が言われました。このことは本当に実施されるとあなた自身、思っておられますか。彦根市の計画に乗るわけですね、甲良町が。そういう点でも彦根市がこれでいくと言われたら反対できないような定住自立圏の仕組みになっています。もちろん意見は言えますし、助言として言えます。しかし、決定していくのは彦根市のマネジメントに乗るということです。4,500食をつくりますから、学校給食で自校方式であれば、毎日そういう姿、つまり見学に行かなければ見れないんですよ。しかも加盟する校は彦根が7校、豊郷が1校、甲良が3校でしょう。11校です。全部で4,500食、この子どもたちが常時行くことができますか。学校計画の中に組まない限り行けないわけでしょう。ところが、自校方式だと、あなたが言われた、課長が言われた、ぬくもりを感じる。毎日感じるすることができますよ。そういうことの方がよりふさわしいというのは専門家も指摘しています。その点、再度お尋ねします。

○建部議長 教育長。

○堀内教育長 教育委員会の所管の事業でありますので、私からもちょっと答弁をさせていただきたいと思います。

今日、本会議で、まずは協定書の変更について議員の皆さん方にご承認をいただきましたことを、まずもってお礼申し上げたいと思います。今後ご理解を深めていただきたいという思いで、今、西澤議員が口にされましたことにつきまして、ちょっと参考までに私の意見も述べさせていただきたいと思いますが、自校方式について、共産党の議員さん、甲良町、西澤議員、丸山光雄議員だけじゃなしに、彦根市でも豊郷町でも愛荘町でもそうだと思いますが、主張されております。確かに子どもたちに心のこもった、愛情のこもった、そういう給食を提供してやりたいという願いは教職員のみならず、保護者さんはもちろん持っておられるわけで、私もかつて、それも30年ほどになりますけれども、そういう運動に携わりながら自校方式をぜひ実現していこうというような思いで取り組んできた1人でもあります。



ただ、本当に愛情のこもった給食をとということであれば、それは親の手づくりにまざるものはありません。学校給食というのは、やはり集団の中で教育的な意味を込めて取り組んでいきますので、そういう点で言いますと、より近い形を求めてきた時代がありましたけれども、その後、この近くの学校、町でも大きな中毒事件が発生をしております。ご承知のことかと思えます。

ですから、非常に衛生環境の整備が求められて、基準もかなり、基準ですのでそれでないのだめということではないんですけれども、文科省が指導している基準というのは非常に高いレベルがあります。私、豊郷町の日栄小学校、立派な校舎、そして自校方式の給食設備が整えられておりますけれども、一切子どもは入れません。また、教職員も入れません。それはやはり衛生環境ということの第一の条件をクリアするために、調理員さんも決められた行動がありまして、それに従って動くというのが前提になっております。

かつては給食室へ自由に入って、特に小学校2年生ぐらいですと生活科の学習の中では、大きなしゃもじを手にしたたり、あるいは、一緒に調理される場所に参加したりということが許された時代がありました。今は考えられません。そういう現状を十分理解いただきながら、甲良町でも、ですから、給食センター、身近にありますけれども、町内の子どもたちが見学する余地はほとんどありません。スペース的にも無理ですし、衛生管理上も無理だということ。

そういう点で言いますと、これから広域でつくっていく給食センター、愛荘町でもそうですが、きちんと見学できる通路が準備されておりますし、衛生管理上も十分フォローされておりますので、そういう点では子どもたちは今まで以上にそういうところへ足を運ぶことによって目にすることもできますし、勉強する機会が増えてくるというふうにも考えておりますので、自校方式もメリットはあると思えますけれども、今の時代の要請の中ではかなり難しい点があるなということも少しご理解いただけたらなと、そんなふうに願っております。

○建部議長 西澤議員。時間がありません。次へ進んでください。

○西澤議員 教育長の思い、それから、現在の状況を聞かせていただきました。

それで、4番に移りますが、私も愛荘町の給食センター、見学に行きました。まさに大量生産の工場を上から窓がつくっています。これは密封されたまどであります。音もほとんど聞こえません。そういう点では工場生産を見学をするということですし、それから、食器の搬出、洗い場、工程をずっと説明いただいて、そして見学もさせていただきましたが、牛乳を出荷する工場と同じように、遠くから眺めてこういう工程を知るという程度です。そして、食材を刻むのも全部機械で出てきます。そういう点で、ベルトコンベヤ

一に出てきて、それで加工する工程に入る。こういう点でも、私の実感ですが、えさをつくっているなど思いました。

(「何がえさや。給食はえさか。言葉、気つけよ」の声あり)

○西澤議員 私が思ったわけです。こういう点ではメニューにも限定をされてきます。こういうことから今の大量生産、大量搬出、こういうことを改める必要が特にあると思いますが、お考えをよろしくお願いします。

○建部議長 教育次長。

○金田教育次長 おとついの質問の中でもお答えさせていただきました。家庭での3人、5人の調理方法と、甲良で言う700食、800食、そして、今回の4,500食、当然調理方法というものは違ってきます。当たり前であります。ただ、そこでやっぱり機械とはいえ、調理員さんは子どもたちのことを思い調理をしてくれています。私も気になりました。通告書でえさという言葉が使われておられる。一昨日もえさという言葉が使われた。また本日も3回目、えさという言葉が使われております。

えさという言葉は、私、一般的に思うのは、動物にもものを与えるとき、食べ物を与えるときに使う言葉ではないかなと思っています。子どもたちのことを思って何べんも言いますが、つくっている調理員さん、そして、それをありがたくいただいている子どもたち、すべての子どもたちに対してえさという言葉は非常に、大変失礼で、侮辱する言葉ではないかなということをし添えて答弁いたします。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 そういう状況をつくっているのは行政側です。えさづくりは動物ではありません。人間に食べさせていく。しかも教育現場です。だからこそ撤退をすべきだということを改めて私は申し添えて終わります。

(「えさを毎日食べてるんか、そしたら。えさを食べてるんか、あんたは」の声あり)

○西澤議員 こういう不規則発言が後ろから、最初から出てくるという状況自体が異常であります。そのことを指摘をして終わらせていただきます。

○建部議長 山田議員。

○山田議員 10番 山田です。

今の西澤議員の言動、一般質問の通告書の中にもこのように書かれているということは、議長が真っ先に通告書を見られて検討なされると。私も議長の経験がありますけども、通告書を見て注意すべきは注意する。このような表現が本当にこの議場で行われていいのか、いいものか。これ、ちょっと議長にお聞きしたいんですけど。

○建部議長 このえさづくりにつきましての発言は、確かに前回もありました。

ただ、これは西澤議員がそのように大量生産の4, 500食がそういうふう  
に感じ取られているという、その感じを表現している。確かに望ましくない  
発言ではありますが、これが西澤議員の、いわば考え方というか、思想とい  
うか、人間性というか、それはやはりえさという言葉で表現されていると思  
います。

ですから、表現の自由というのはありますけれども、確かにこの表現は好  
ましくありません。ただ、好ましくはないんですけども、西澤議員がこの4,  
500食をそのように感じ取られているという西澤議員の思いですから、私  
はあえて注意も与えませんでした。

それと、先ほども部落民という発言もありました。そのことについても触  
れておきますが、部落民とそれ以外の者、確かに部落民というのは差別を受  
けている人が自から言うことはあります。しかし、普通の人はこういう表現  
はしない。好ましくないのは当たり前であります。ただ、この言葉そのもの  
が直差別用語、差別表現につながるかというところ、そこまでも私は言い切れる  
ところがなかった。ですから、これは本来なら同和地域住民とか、それ以外  
の者という区分けが望ましいのでありますが、ただ、部落の人と同和以外の、  
いわばそれ以外の者の区分けとしてこの言葉が使われているというところで  
私はあえてこの言葉にも注意は与えませんでした。

ただし、部落民という表現は我々差別を受けている者が言っている言葉と、  
また通常差別をされている一般地域の方が、同時にこの言葉を使うというの  
は好ましくない。受けている者は当然ながらそういう言葉を今まで使って来  
ました。しかし、これはやはり西澤議員が本来同和地区住民とかいう表現で  
もっていくのが望ましかったんですが、あえて西澤議員は共産党という立場  
で物をしゃべっておりますから、こういう表現も私はあえて注意はしません。  
今までから部落解放同盟、共産党とは、昭和48年ぐらいからそういう葛藤  
がございましたから、当然これは政策の中であえて西澤議員はこういう発言  
をされているということで、私は個々の、個人的にならともかく、西澤議員  
は共産党という立場で物を言っていますから、あえて私は政策的にというか、  
政治的にこういう表現を使ったというところで、一応好ましくはないんです  
が、認めてはおります。

以上です。好ましくはないんですよ。

山田議員。

○山田議員 私もあまりそのような偉そうなことは言えないんですけども、議  
員として、甲良町の町民の代表として、このような言葉という、甲良町には  
四十数%の同和地区の方が住んでおられるんです。その方々に対して述べる  
部落民、これは四十数%の人が傷つく言葉なんです。関西地方では差別をさ

れた方々が自然と集まってできた地域を部落、そこに居住する人を部落民という表現をしております。よって、その言葉は差別用語として西日本では認められているんです。そのような差別用語をこのような議会で発し、そして、こういうふうに文章的にも公表するという事は、議員としての姿勢が私は理解できないと考えております。

○**建部議長** 差別発言であったとしたら、差別発言としての告発をされたらいいというふうに思いますが、ここで言う、この部落民という表現はあるけども、区分けとして使われている。また、西澤議員が差別意識を持って部落民という表現を使ったというなら、これは重大な問題ですけども、もともと部落解放同盟と共産党との昭和48年ぐらいからの対立の意図からすると、こういう表現、もちろん我々も差別を受けた者として使ってきた言葉ですけども、西澤議員がこういう言葉が使われるということについて、もしこの運動団体が、これが差別発言だということであれば自由に私は告発されてもいいと思いますけども、議長としてはその区分けで使われている。そしてまた、これが直接差別発言という認識がなかったのも、この表現については何ら注意も与えませんでした。

西澤議員。

○**西澤議員** まず、えさづくりという表現で難問を言われています。しかし、そういうような大量でつくる、このことから撤退したらどうかと。つまり、子どもたちに食を出す、提供するということから外れることからそういう表現をしているわけですし、私が見た2,500食、これでも大きな鍋で、大きなしゃもじでかき回しています。遠くから見ているんですが、小さな小分けをして搬出をしています。こういう心のこもらないやり方はやめるべきだという点から私はそういうように感じましたので、感じたというように私の考えを出させていただいたんです。だからこそそういう、教育を考えるなら、子どもたちの成長を考えるなら、4,500食、その中に加入する必要はないということを申し上げているわけです。

○**建部議長** もうこれに関連してございませんか。

丸山光雄議員。

○**丸山光雄議員** この同和問題の今の言葉ですけど、これは一般地区、普通の同和地区、これをともになくして、並行な、同等なつき合いをするために、私たちはそういうふうに努力してきています。ですから、部落民とか、部落解放とか、そういう言葉は時々出るかもしれないけど、解放するためにやっているのであって、別に差別するためにやっているんじゃないということを強調しまして終わります。

○**建部議長** これでもって一般質問、午前の部は終わります。

午後、西川議員の一般質問は1時30分から再開をいたします。それまで食事休憩をいたします。

(午前 11時50分 休憩)

(午後 1時30分 再開)

○建部議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、3番 西川議員の一般質問を許します。

西川議員。

○西川議員 議長のお許しを得ましたので、質問を始めたいと思います。

まず最初に、国道307号線という形でお聞きしたいんですが、今一番で要求していますのは307号だけじゃなくして甲良町全体という形で要求しているわけですが、甲良町管内で交通事故が死亡事故を含め多発しております。先日も町外とはいえ、甲良町の方が豊郷の境のところで亡くなられていますし、死亡事故も今年で、それを含めると3件だと思うんですが、そのような形で事故が発生しております。私自身も先日後ろから追突されまして、車がへしゃげてしまいました。100%向こうが悪いという形で、ブレーキとアクセルを踏み間違えて当たってきたという状態でしたが、そのようなことで、どこで事故が起こるかわからないような状態になっているわけですが、今、甲良町全体でどのような事故が起こっているかということをご報告いただきたいという形をお願いしていますので、ご報告いただきたいと思います。

○建部議長 総務課長。

○大橋総務課長 町内全体での事故の件数ということですので、平成22年が41件、平成23年が50件、平成24年10月末までが26件ということで、3年間で今までで117件というふうになっています。特に10月、11月、12月が事故の件数が多いと。毎月大体3件ないし4件ですが、10月、11月が事故件数が多くなっているということです。

それで傷者、傷を負った方が、平成22年が61人、23年が69人、24年が35人ということで165名の方が傷を負っておられるということです。死亡された方ですが、22年が1件、これは下之郷地先であった事故であります。23年が1件、これは国道307号線、西明寺付近であった事故であります。24年が、10月までは1件でしたが、今申されたとおり11月に307でありましたので、1月に下之郷で1件と11月に307で1件、また、お話があったとおり豊郷で1件、甲良町の方ですが、場所が豊郷ということで統計には上がってきませんが、それだけの方が亡くなっているということでございます。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 今おっしゃったような形で事故が多いというふうに思います。軽

微な物件もあるんでしょうし、それと、307あたりではシカが飛び出したりだとか、そういう形で当たられたとか、いろんなことも入っているんだと思うんですが、いずれにしろ事故が多いということは毎年町の防災無線でも啓発されていますので、その辺のところを引き続き安全に関してやっていただきたいというふうに思います。

次に、2番目としまして、307号、甲良ショッピングセンター付近の事故という形でお願いというような形があるんですが、つい最近も事故があったわけですが、ショッピングセンター前付近のカーブ、どちらかといいますと西明寺側から福寿橋へ向かって行く方の車線の方が事故が多いというふうに理解しています。なぜかといいますと、やはり道路が改良されてきていると道も走りやすくなってきているんですが、なぜか金屋のショッピングセンター付近の200メートル前後ぐらいのところカーブが少し入っています。あのカーブのところガードレールにぶつかる事故はとめどなく起こっているような状態ですし、先日の事故は何か飛び出したとかいうような形で、反対側車線を飛び越えて農機具倉庫の方へ突き破って入っているというような形で事故が起きています。その農機具倉庫、私が知る限り一年半の間に2回飛び込まれております。横断しての事故ですので、人がいけば大事故になっているんじゃないかなというふうにも思います。

そういうところの話もあるんですが、現在307号で、先ほど総務課長、報告がありました。10月末で26件という形なんですが、私が調べました限りで11月末現在で307号でどれだけ事故が起きたかという話を聞きましたら、動物との当たった数という報告はないと。ただし、シカは死んでいったという話はあったんですが、今現在、11月末現在で、307号だけで18件起こっているようです。その辺のところ西明寺の方から福寿橋に向かってカーブが1回、2回、3カ所、4カ所ぐらいあるんですよね、緩やかなカーブが。その辺のところ甲良ショッピングセンター付近のところは事故が一番多く起こっていると思います。

それで、やはり減速処置が必要じゃないかなと思うんですが、今現在交通標識云々は、ここ、スピード出し過ぎだとか、事故多しとか、そういう表現の標識は何もついておりません。そういうことで啓蒙のことも必要ですが、最近よく見かけられますカーブ区間のところのガードレールに反射鏡を、くるくるくるくる回る反射鏡をつけるとか、やはり夜の事故も多いですし、あいうものを設置するなり、舗装で考えてみたんですが、あれ、クロソイドが入っていますし、今後改良区間でもありますから、現状いろんなことをやっていくことは相当難しいかと思うんですが、高速道路の中にあります減速処置の標識が、どんどんどんとしていくような形のものがあってもいいんですが、

ああいうものを設置すれば、夜、安眠妨害になるというのは途端にすぐ出てくると思うんですが、舗装面で何らかの、運転手が減速せないかなというように気をつくような処置ができないものかなということをお私は思っています。これは早急にやる必要があると。なぜか魔のカーブというふうになっていますので、あの辺のところを何か処置をとっていただきたいと思うんですが、県なり国に要望していただきたいというふうに思いますが、いかがでございますか。

○**建部議長** 建設課長。

○**若林建設課長** 金屋のところのカーブでございますけれども、この現場につきまして、湖東土木事務所の方に一ぺん現場を見てほしいということで立ち会いをお願いしたところ、11月29日の日に、土木事務所の職員さんと、それと彦根警察署の警察官との立ち会いを得まして、危険箇所の確認をまずしていただきました。それで、議員が申されますように、まず道路を、狭くしていないんですけれども狭く見えるような、両サイドに入れていって、誘導していって、そしてカーブのところについては視線誘導標というか、今申されたような、ぱっと危ないという赤の何かのそういう表示をしていきたいという回答を得ました。

以上でございます。

○**建部議長** 西川議員。

○**西川議員** あそこも道路改良区間に入って、今後の改良区間に入っているんだと思います、歩道設置とか。その辺のところがあるまでの間はそのような形で早急にやっていただけたらなというふうに思いますので、よろしく願いします。

それと、クロソイドとかそういうものが入れると、今度また住民が横断するのに困るとか、いろんな問題も出てきますので、その辺のところは改良の中で進めていただきたいと。1つ、それを思いますのが、近泉の東側のところで今交差点改良をやられていますが、どうも名神沿いに、正楽寺の方から西明寺の方へ回るときにハンドルの切るのが相当難しそうな交差点になっていますので、ああいうことが、たぶん何らかの処置でああいうカーブ処置がとられているはずですので、出ていく方が気をつけないかんのやと思うんですが、現状でショッピングセンター付近でクロソイドが入ると、後々またいろんな問題が起こってくると思いますので、一番いい方法を採用していただけるようお願いしておきます。

それから、次に、307号の道路改良工事について、甲良町でまだ残されている区間があるかと思いますが、おのおのその辺がどのような状況で取り組まれていくのか、完成時期はいつごろなのかということをお聞かせ願いま

す。

○建部議長 建設課長。

○若林建設課長 今、池寺地先におきまして、今、議員が申されましたきついカーブにつきまして、10年来の道路の改良ということで、今年度で完成するように現在工事が進捗している状況でございます。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 その他の区間はどのような進行状況になってます？

○建部議長 建設課長。

○若林建設課長 今、県が進めております道路のアクションプログラムです。それにまだ西明寺から今の池寺のところに改良しているところがまだ歩道が設置できていない。道もちょっと狭いというような状況ですので、それにつきましては県の方に強く要望をしているところでございます。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 あと、今私が2番目で言いました甲良ショッピングセンター、今現在完成した後のところは、現状で取り組みがどのようになされていくのか、福寿橋までの間。

○建部議長 建設課長。

○若林建設課長 福寿橋から今の金屋の信号のところまでは、一応あれで3メートル25センチの幅員もとれていますし、歩道もありますので、一応県としてはあれで完了ということで、後の、今の急なカーブのところにつきましては先ほどの西明寺と同じく要望しているところでございます。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 限られた予算で307号、予算がついているのもそんなに大きくはついていませんのであれなんです、甲良の区間、早くやっていただけるように陳情していただきたいというふうに思います。

あと、西明寺のところの道路幅、拡幅という話でしたが、いわゆる湖東三山の往来という形に関しましては、本当に危険きわまりない道路だと思いますので、あの辺も用地買収が難しいのか、どういうところが難しいのかわかりませんが、その辺のところを1つ、真剣な要望をしていただきたい。危険性を解除という形でやっていただきたいと思います。

次に移ります。

スマートインターが予算にも計上されていましたが、完成が近づいていますが、アクセス道路の話が前々からあるわけですが、現状の進行状況というのはどういうふうになっているか、お聞かせ願います。

○建部議長 建設課長。

○若林建設課長 湖東三山インターにつきましては、現在、平成25年の供用



開始に向けまして工事が進捗している状況でございます。また、そのアクセス道路ということでございますけれども、これにつきましてはインターチェンジがある愛荘町から豊郷町に抜ける道路ということで、湖東定住自立圏共生ビジョン懇談会インターチェンジ・バイコロジー分科会で協議を重ねているところでございます。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 そこには、今3本ぐらいのラインが入っているという理解をしておいていいわけですか、前から聞いている。

○建部議長 建設課長。

○若林建設課長 3本ルートがありまして、甲良町におきましても、通称東部農免と言われる道路を挙げたんでございますけれども、今は1本に、インターチェンジのあるところから豊郷町に抜けるという道路が一応アクセス道路ということで進んでおります。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 今の東部道路というところは、今現在は検討されていないという理解でよろしいですか。

○建部議長 建設課長。

○若林建設課長 そのようになっております。ただ、その道路につきましては、307号線から池寺、阿自岐神社の方に抜ける道路なんですけれども、これにつきましては、広く広域的な道路と、1市2町の広域的な道路になるということから、県の方には県道に昇格していただき、県道事業として工事をさせていただくように要望はしているところでございます。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 わかりました。

それじゃ、次、2番目の出町－河瀬間道路拡幅についてお尋ねします。

この事案はいろんな方が質問されて、いろんな報告がなされておりますが、一向に進展していないというのが現状じゃないかなというふうに思います。これで県との折衝、長期にわたりされているわけですけど、これを一番最初にやられた時期はいつごろであったのかなというのが私はちょっとお聞きしたいんですが。

○建部議長 建設課長。

○若林建設課長 県への要望経過でございますが、ちょっとはつきりした年月はわかりませんが、昭和50年代に、町域の敏満寺野口線ですけれども、これの要望を行い、事業に着手していった、その後、圃場整備事業でバイパス事業が進んだことによりまして、甲良町域についてはほぼ完成を見ているという状況で、今申されます野口の信号から出町の間なんだと思うんですけれ

ども、これにつきましては平成の初めからその改良についても進めていただくように要望が開始されたというぐあいに聞いております。

○**建部議長** 西川議員。

○**西川議員** 虫食いのような状態での広がりをしているわけですが、やはりどう見ても通勤・通学時間帯のラッシュ時には危険きわまりないというふうに皆さん思っておられると思います。

それと、最近では野口の信号の角っこに松屋という牛丼屋ができました。ドライブスルーの方を通過してこられる方は、あそこへ出てきて右折をされる方が多いわけですが、朝の通勤ラッシュ時間帯にもああいうところへ割り込んで出てこられます。そうすると、車は4、5台しか行けないような状態にもなります。それと、甲良町の方で今やられています古河ASの本社が完成すれば、今以上の車が通っていくわけですが、その辺のところを本当に車が多くなってきたら危険度がさらに増していくと。先日も夜ですが、女の子が自転車で上からぐっと下がってくる。やっぱり反対側から車が入ってくると。急ブレーキを踏んでいるような状態のところもありましたし、その辺のところでは県への要望を、施工順位の格上げを図っていくような努力をしていかなきゃいかんのじゃないかなと。私は河瀬間と言っていますので、本当は神戸電気のところまでというふうに思うんですが、あそこは家の立ち退き等でまだまだ難しいかなとは思いますが、せめて野口までの間は、早く甲良町としてもメイン道路ですので、そこを何とか県と交渉していただけないかなというふうに思います。いかがですか。

○**建部議長** 建設課長。

○**若林建設課長** 今申される区間につきましては、一応彦根市の領域ということで甲良町が直接関与することができませんが、今、議員が申されるように河瀬駅等に接続する重要な甲良町の道路ということで、今までにも各方面から、毎回毎回県の方に要望をあらゆる方向からしていただいているところでございます。

それで、今現在どんな状況かということをお尋ねしたところ、一応詳細設計はできていると。用地交渉に今入っているという状態ということをお聞きしております。今の件につきましては野口の信号、8号線の交差点の方でございます。それで、出町の方の交差点につきましては、野口の信号の方がある程度めどがつけばすぐにでも次の段階で整備していきたいというようなことでございます。

○**建部議長** 西川議員。

○**西川議員** そういう明るい話があればいいと思いますが、交渉事ですので詰めはせないかんというふうに思います。ここで、次に、2番目としてお聞き

したいんですが、湖東定住圏構想の中には、この問題は入っているのかどうかということをお聞きします。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**中山企画監理課長** 現在の定住自立圏構想の中では、広域行政の協調、連携ということを中心にしておりますので、この具体的な路線での改修計画は載っておりません。

○**建部議長** 西川議員。

○**西川議員** これ、彦根市の土地の問題ですからなかなか甲良町としては難しいというふうに思うんですが、この辺のところで、やはりメイン道路、それと、利用しているのが甲良町だけじゃなくして多賀町も豊郷町も利用されていると思いますし、この辺、やはり定住圏構想の中へ組み入れられるような方向で地元の市長、彦根市長に対して首長同士が一度話し合っていて、さらなる後押しを、用地買収、これ、豊郷町も絡んでいるのかもわかりませんが、犬上の首長と彦根市というような形で話し合っていて、定住圏の中で早期解決を図っていかれる必要があるんじゃないかなと私は思うんですが、その辺、町長、いかがですか。

○**建部議長** 北川町長。

○**北川町長** 担当の建設課が申し上げましたとおり、あそこの道については甲良町の町民の皆さん、ご利用されるのが一番多いのかなというふうに思います。それと、旧の大滝、それと一部彦根市と豊郷というようなことで、長年のこれも懸案事項であります。私も議員のときに自民党の政調会が年1回、行われておりました、県議会議員に要望すると。その折にも再三その話は申し上げておりましたし、当時、彦根の市議会議員の、特に河瀬管内の議員さんを中心に、あの当時、野村議員さんとか、おられましたので、そういう人たちにも、要は彦根の地元の議員の方から上げてもらわないと、我々がなかなか直接要望することはできないというようなこともあって、やかましくお願いもした経緯もございます。そういう中で、周りから順番にしながら、そして、首長同士と今おっしゃったように、それも年度初めに湖東管内の、いわゆる県事務所ですね。その中で県の説明会があります、事業や予算の。そのときにもその話も出させていただいたことも以前にもございましたし、いろんな形で要望させていただく中で順番に進めていただけるのが順位として早くなるように今後も強く要望していきたいと、このように思います。

○**建部議長** 西川議員。

○**西川議員** いろんところで取り上げていただいているというのはよくわかりましたが、あと、さらなる一押しとして市長の信頼を得て集中的に用地の方へ突き進んでいただけるようなことをやっていただきたいなというふうに

思います。進んでいるということですので、土地収用法の話も思っと思ったんですが、それはやめます。

それから、次に、部落解放研究会全国集会ということでお聞きしたいと思います。

その前に、私、先日、参加しましたので、その辺のところの思いから話をさせていただきます。

私は議員になる前から民法等で特別措置法が終了したのだから同和行政は終わるよという訴えが何年も前からなされていることは承知しておりますが、私は昭和30年代のころから長寺の友人宅によく寝泊まりして過ごしてまいりました。また、家族も生活が貧しかったので、苦しい生活をされている中でも私たちをさまざまな人たちから助けていただきました。私にはほとんど差別意識というものはなかったんですが、同和問題という問題に関しては、私はまだ深く理解しておりませんでした。そんな中、今年度長浜ドームにおいて全国大会が開催されました。2日目の分科会に私は参加しました。私のほかにも3名の議員も来られました。

私は、第6分科会に参加し、部落差別事件について考えるというタイトルの内容を聞いてまいりました。その1点目が、差別書き込みや差別情報のはんらんなど、インターネット上の差別事件、人権侵害の状況をふまえ、高度情報化時代における差別事件の実態と対応策を考えるというのが1点、2番目に、差別糾弾闘争と人権侵害救済制度について考えるという話、3番目に、戸籍等不正取得事件として本人通知制度について考えるというテーマでございました。

午前の部は、インターネットと人権。内容は、インターネットを利用した差別事件、主な部分は差別書き込み事件、なりすまし差別メール事件、内容は、尼崎インターネット差別事件、小山市差別書き込み事件、ネット版部落地名総監マップ問題、特に悪質なものはマップで同和地区をピンポイントであらわす、そういう人たちは必ず法が終了したからと同和終結宣言をするような内容を書き込みするといった件でありました。

午後の部は、川東差別街宣裁判について、内容は、2011年1月22日、水平社博物館前で川東大了が差別街宣を行った事件で、奈良地裁、牧裁判官は、2012年6月25日、被告、川東大了の行為を名誉棄損に当たると認め、被告、川東が原告である水平社博物館に対して慰謝料150万を支払う判決を下した事件であった。川東は、1月22日、博物館前で1時間にわたって、ちょっとこれは言われた表現でございましてそのまま読みます。「エッタ、どエッタ、エッタ、非人は人間じゃない」と叫び続けた事件でした。このような報告があったわけですが、このような事件がいまだにあるという

ことは、まだまだ日本全国に差別が存在するのがよくわかりました、私自身。また勉強してきました。

部落差別問題、同和対策への取り組みはもちろん、複雑になりつつある人権問題への取り組みは、甲良町は、私は大変よくやられて難しい中でも進められていると思います。今後にもよろしく願い申し上げたいと思います。

私は議会人でございます。議会としてもさまざまに変化している人権問題に真剣に取り組んでいかねばなと思うところであります。

それでは、質問します。

46回全国集会、滋賀県では20回集会だったと思うんですが、私自身何回目か滋賀県の集会には参加していますが、大変有意義であったと思います。ここで公費で参加された方が何名おられるのか、職制別に報告の提出を求めます。公職者は何人か、把握されているか、その辺のところも併せて報告していただきたいと思います。

○建部議長 人権課長。

○奥川人権課長 まず、公費の支出の部分ですが、人権課所管では11人分支出しておりまして、特別職、管理職では、3日間になりますので延べ15人、そして一般職では延べ13人の延べ28となります。そして、地域総合センターでも支出しておりますので、そこでは4人分支出しておりまして、特別職、管理職では延べ4人で一般職1人で職員外が2人で、計延べ7人です。あと、人推協の方で5人分支出しておりますので、そちらの方では延べ12人となっております。

以上です。

なお、公職者等につきましては、把握はしておりません。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 延べ47名が行かれたという形になっているかと思うんですが、あれだけの集会ですので、私自身も、真剣に聞かれていろいろな質問をされたというふうに第6分科会では言われました。その辺のところでは講演会が、講演や分科会が開催されて、討議されたということなんですが、どのような会議に出席されて参加されたのか。それで、これに対して行かれた方が何らか町に対して報告されているのか。併せてお聞かせいただきたいと思います。

○建部議長 人権課長。

○奥川人権課長 まず、初日の7日につきましては、午後からの全体会でございますので20名参加でございました。中日の8日の分科会につきましては、7分科会と1フィールドワークがございましたが、そのうち6つの分科会に、これは人推協の所管も含めてですが、に参加をしております。第1分科会の方は、入門講座で、歴史で、時事で1人、それから、第2分科

会の「部落の実態把握の工夫と新たな試み」では7人、第3分科会では、「人権教育と学力保障の総合的な取り組み」ということで、そこには6人、そして、第4分科会では、「人権啓発について多様な実務者とともに、新しい学び方を探究する」ということで1人、そして、先ほど言われました6分科会、「今日の部落差別事件について考える」につきましては1人、そしてから、7分科会の「人権侵害救済制度の確立に向けた今日的課題について考える」の分科会には4人が参加しております。最終日の9日は、午前中が全体会でした。

職員につきましては、各所属長に復命をするようにという形で人権課の方からはお願いはしております。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 報告があるということですか。

○奥川人権課長 各所属長に。

○建部議長 人権課長、手を挙げて。

○奥川人権課長 済みません。

○西川議員 わかりました。報告がなされるということですので、その辺のところは真剣に勉強されているというふうに理解したいと思いますが、いずれにしても甲良町、人口の45%強がそういう同和地域という形になっております。私自身、よく思うんですが、もうこうなったら一緒やないかという気持ちもあるわけですけど、その中の実態と言えば、やはりまだまだいろんな差別があるんだということも理解してきました。今後もこういう問題にはそれなりの取り組みをして、町を挙げてやっていく必要があるんだろうと。

やはり一番の問題は、いろんな方が申されていますが、人が多く住んでもらえる町に持っていくことが大変重要じゃないかなというふうに思いますので、近隣に彦根市があり、工業団地やいろんなところがあちこちにできてきているわけですが、そういう人たちがここから通っていただけるような町、そういうふうなことをやっぱりつくっていくのが大変重要な課題じゃないかなというふうに思います。

私自身の昔の中での思い出ですが、暴力事件だとか、その中でいろんなことを怒られる方、それはどの地域にあってもあった話だなというふうにも理解もしますし、私はあの中で思っているのは、私ほど雨漏りのする家に住んだ人間はいないんじゃないかなと思うほど、昔でもそれなりの生活をされていましてし、いろんなところでの思い出もありますので、人権問題というのはこれから先もずっと常々ついていく問題ではないかなと。

対策事業そのものは終結していますが、いろんな問題で、やはり税金の四

十何%近くは皆さんが権利をお持ちやという理解もしていかないかのじゃないかなと思います。

それで、3番目の質問に入りたいと思いますが、今回の研修で、甲良町としてどのようなことに取り組んでいかれるか。いろんな書き込み事件やとか、教育の大津の問題だとか、いろんなことがあるわけですけど、そういうことをなくしていかなきゃいかんということが現実の問題だと思いますし、何らか6分科会に参加されていますし、それなりの成果があらわれるような取り組みをしていただきたいんですが、その辺のところを人権課長、お聞かせ願います。

○建部議長 人権課長。

○奥川人権課長 基本的人権を遵守して、各部署における日常業務に活かしていただくとともに、先ほども申しました町の人推協、人権教育推進協議会との連携によりましてさまざまなことを続けてまいりたいと思っております。以上です。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 町長は、この問題に対して報告はお聞きになっているんですか。今回の研修に対しての。

○建部議長 北川町長。

○北川町長 報告は受けていません。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 今後お受けになると思いますので、それをまたいろんな行政に活かしていただきたいと思います。

以上にて私の質問を終わります。ありがとうございました。

○建部議長 西川議員の一般質問が終わりました。

(「議長、動議」の声あり)

○建部議長 金澤議員。何の動議ですか。

○金澤議員 9番 金澤です。

午前中の西澤議員の一般質問の中で、かなり甲良町議会議員として不適切な言動があったので、西澤議員の辞職勧告決議(案)を提出します。

(「動議、賛成」の声あり)

○建部議長 ただいま金澤議員から、西澤議員に対する辞職勧告決議の提案が出されました。所定の賛成者がおられますので、日程に追加をして直ちに議題といたします。

提案内容の説明を求めます。

金澤議員。文書はありますか。

○金澤議員 はい。

○建部議長 皆さんに配布する文書ではない。  
(「暫時休憩してください」の声あり)

○建部議長 ここで、ちょっと資料のため暫時休憩します。  
(午後 2 時 11 分 休憩)  
(午後 2 時 25 分 再開)

○建部議長 それでは、金澤議員、提案説明を求めます。

○金澤議員 まず初めに、今、この文章を皆さんにお配りしていただきました。これは、先週、毎日新聞に載っていた記事ですけれども、この「質問なるほドリ」ということは、今、日本の国でいろんなことが起きていることに対して、簡単明瞭に、わかりやすくいろんなことを説明しているわけです。その中で先週、「同和地区って何？」ということで「なるほドリ」の質問で答えています。この中には、同和地区がどうして生まれたか。それから、明治時代になってからどういうふうになっていったか。そして今、部落解放同盟が要求して、全国的に闘って特別措置法を勝ち取った。そういうことをずっと書いていって、同和对策事業も含めて今現在は差別はなくなったのか。しかし、毎日新聞の見解は、残念ながらということで、またこれは後から読ませてもらいますけれども、これは学校教材とか、いろんなそういう文章とかにもいろいろ役に立つと思いますので、1つ、参考にしてほしいと思います。

それでは、西澤伸明甲良町議会議員に対する辞職勧告決議(案)を朗読をもってしていきたいと思います。

西澤伸明甲良町議会議員に対する辞職勧告決議(案)。

上記の議案を地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

平成24年12月5日。

甲良町議会議長、建部孝夫様。

提出者、甲良町議会議員、金澤博、賛成者、甲良町議会議員、西川誠一、同じく野瀬欣廣議員、同じく山田壽一議員、同じく濱野圭市議員、同じく丸山恵二議員。

西澤伸明甲良町議会議員に対する議員辞職勧告決議(案)。

本議会は、甲良町議会議員西澤伸明君を以下の理由により議員辞職を勧告するものであります。

あなたは12月議会において、学校給食センターについての質問の中、子どもたちがありがたくいただく給食に対し、数多くつくる給食は「えさづくり」だなどと表現し、まるで牛や豚など、家畜に与えるえさのような信じられない発言の仕方をしたことは許されるものではない。

多くの保護者の皆さんも、自分たちの子どもが「えさ」と表現されたもの



を食べているのかと思うとどのような気持ちになるか。

全く議会議員としてのみならず、人間として信じがたい言動は許されるものではない。

2つ目、あなたは12月議会の一般質問の中の部落解放同盟の集会に対する質問の中で、同和地区の人たちを「部落民」と表現し、いわゆる部落に住む人たちを差別化する言葉であり、見下すときに使う言い方である。通常は同和地区住民などと表現する。言われた者、聞かされた者がどう思うかが問題であり、いじめと同じで、被害者がいじめられたと感じたら、これはいじめであり、差別である。人の心の痛みをもっと感じるべきである。すべての国民は法の下、平等であって、人権、思想、信条、性別、社会的身分等々、差別されてはならないと明記されています。

また、あなたは今まで過去にも副議長という要職にありながら、人権推進協議会の議会代表の委員でありながら、総会やその他の会議に一度も出席しなかったことも含め、今回の発言などなど、議会議員としての資質に欠ける。品位を汚すものである。

よって、辞職を勧告するものである。

以上、決議する。

平成24年12月5日。

甲良町議会。

補足といたしまして、西澤議員は4期目です。普通ですと、議会議員としてこのような言葉を引用しても、こういう場で使ったらいいか悪いかということもう十分経験を踏んでいるので、熟知しているはずです。それをあえてこういうところでこういう言葉を使うということは、同和地区住民を、この文章の中にもありますように、上から目線で、本当に差別ぎりぎりのところまで表現をしている。先ほど議長が言いましたように、本当に使うのであれば同和地区住民という表現が、これが一般の人の使う言葉であります。議会議員がこの言葉を知らずにこういう言葉を使うということは、私はいかかなものかと思っております。

そして、その質問内容にちょっと触れておきますけども、先ほど西澤議員の質問の答弁を、町長は本当に的確に質問に答えていました。その中で、一応私の見解も申し上げておきます。

まず1つ目の、部落解放同盟が主導する集会の公金支出と町職員の派遣について。この中で、部落民とそれ以外の者との区分け、区分で成り立つ同和対策特別施策は、社会と政治、経済、社会保障、外交など、日本の直面する問題を解決しなければならない課題を専ら同和問題、部落問題という視野からしかとらえられていない特別対策継続の結果、連帯し共同する住民同士を

分断するものではないかとありますが、これは区分けや区分で成り立っているのではなく、私たちの多くの先輩たちがみずから声を上げ、部落差別の現実、同和対策審議答申、以下同対審答申と申し上げますけども、をふまえ、部落差別の実態に即した同和対策特別措置法（昭和44年）が施行された。基本的人権が憲法で保障されているにもかかわらず、被差別部落住民の人権が侵されてきた事実は周知の事実である。そして、昭和57年、地域改善対策特別措置法が施行され、昭和62年、地域改善対策特別事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律が施行され、その一定の改善を見た。平成14年3月に法が失効したが、これは特別措置で対処していかなければならなかった当時の社会情勢、部落差別の現実であった。今後一般施策へ移行し、進めていくことが元来の行政の姿であると思っております。

1996年の地域改善対策協議会の政府への意見具申、同和問題解決への展望、今後の施策の基本的な方向の中で一般施策への移行がうたわれている。平成12年には人権教育及び人権啓発の推進に関する法律を施行、部落差別をはじめとする人権侵害に対する教育、啓発の取り組みが継続されている。甲良町においても試行錯誤を繰り返しながら、甲良町民の意見を聞きながら、あるときは学識者の各種団体の意見を聞きながら推し進めてきたことはこれまでの取り組みが物語っている。

また、今なお続く部落差別の現実、身元調査にかかわる偽造職務上請求書等を使用しての戸籍抄本の不正取得事件、マンションの建設にかかわる土地差別調査、インターネットへの部落地名総監の流布、古い地図を使用して被差別部落の所在地の掲載、インターネットでの差別書き込み、同和地区問い合わせ事件等をかんがみ、これまでの同和対策で培ったノウハウを活かし、一般施策の中で人権侵害を受けているマイノリティー、すなわち少数の人たちを網羅する形での施策へ移行することは前記で述べたとおりである。

失効後の人権確立への流れは、心ない人たちのおろかな行為、言動により社会的弱者への差別扇動が横行している現実がある。それが顕著にあらわれたのが東日本大震災での風評被害、奈良県水平社博物館前での川東大了による差別街宣事件等が挙げられる。そのような社会情勢の中、行政として一般施策の中で人権施策の取り組みが活かされ切れていないという現実を生み出し、停滞、後退する自治体があるのも現実である。甲良町人権基本計画では、そのような視野ではとらえていない。

また、継続の結果、住民と分断するものとあるが、間違った知識を町民に植えつけるやからの行為が横行しているのも事実である。人権のまちづくりをめざして取り組んでいるせせらぎ遊園のまち、甲良町せせらぎまちづくり条例、また、平成6年に制定された人権擁護条例を根底から否定するもので

ある。昭和44年以降、人権侵害を受けているマイノリティー、少数派の人たちがみずから声を上げ、人権に関する法律を勝ち取っている。部落差別をはじめとする人権侵害問題にかかわる社会情勢について正確な情報収集を図るべきである。

そして、2番目の町職員の参加扱いが、個人参加かというところですか。町職員の人権研修のための集会であり、全体の奉仕者としてさまざまな人権問題について検証することは、甲良町民のさまざまなニーズに応えていくことができるのではないかと。しいては町民全体への奉仕とつながっていくのである。

そしてまた、滋賀県下の企業、関係機関、団体が実行委員会を立ち上げ、実行委員会主導の下で会議を開き、各市町村、企業、関係団体に人数割当てをしている。そして46回の開催をしたのである。部落解放同盟研究第46回集会とダブル開催した滋賀県部落解放第20回滋賀県集会は、当初から実行委員会形式で開催されている。決して解放同盟が主導で行っているものではない。こういうことは確認してから発言するものである。この集会にはさまざまな人間に対しての実践報告、意見交換、研修の場として開催されてきた。行政の立場として参加、研修している。

そして、次の項ですね。我々部落解放同盟滋賀県連合会ならびに長寺、呉竹両支部は、甲良町行政に対して参加について何ら交渉したこともないし、事実はない。町職員がそのような発言があったのなら申し出てほしい。また、町民に理解を得られるようにしていくのが事実である。事実を事実として町民に明らかにするならば、得られるものは、私はあると思う。

ということで、西澤議員の一般質問の中には矛盾したことが沢山あります。先ほど申し上げたように、やはりこういう部落解放同盟が主導でしたということはないということは、先ほど町長も申し上げましたように、我々はそういう運動もしたこともないし、行政に対する要求もしたこともない。よって、これからこういう一般質問の中に出るときにはちゃんと確認してからすべきである。

以上をもって、私は補足説明を終わります。

最後に、この議員辞職勧告は、やはり甲良町議員の見識と良識と資質が問われる辞職勧告決議（案）であります。どうか議員の皆さんの良識ある判断をお願いして、全員参加で可決していただきたいということを要望いたしまして、私の辞職勧告決議（案）を終わります。

○**建部議長** 金澤議員、今の提案説明は、金澤議員の提案説明でありますので、部落解放同盟呉竹支部、長寺支部は、その引用は、ここでは、議場の中ではあなたの提案説明として皆さんに聞いていただいていますので。

お諮りをいたします。

地方自治法第117条の規定によりますと、除斥の前に発言する機会を与えられることがあります。それは、議会の同意が必要であります。ですから、西澤議員に発言の機会を与えるかどうかを皆様方にお諮りをいたします。今まではその弁明の機会を与えてきましたが、除斥の前に西澤議員に発言の機会を与えることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**建部議長** ご異議なしと認めます。

それでは、ただいまの提案説明に対する西澤議員、発言の機会が与えられましたので、弁明することがあれば、どうぞ。

西澤議員。

○**西澤議員** 自席での弁明を今までしていましたが、こういう場で立たされるというのは弁明の機会でも初めてであります。非常に異常を感じます。そういう点でも、意見の違いをこういうように辞職勧告決議という形で辞職すべきだというように考えられること自体、それは自由です。けども、議場の自由な論議、私が一般質問を始めましたら、後ろから金澤議員が大声で発言を妨害するような行為がありました。こういうこと自体も、この同和問題に関する双方の意見の違いの大きさ、そして、その一方の圧力の強さを感じるものであります。

そういう点では、住民同士の合意、そして、納得のいく行政、そして住民同士が本当に心底出し合いながら交流するというのは不可能になってしまうように思います。私はそういうことをされる方は、ごくごく、本当に少数だと思います。私の経験でも他の地域、それから、呉竹地域や長寺でも非常に皆さんと親しくしゃべらせていただきますし、おうちに上がらせてもらう家も幾つかあります。そういう点では、交流が進むものと私は考えています。

そこで、発言そのものに辞職勧告の理由が出されましたので、それについての私の考えを述べさせていただきます。

1つは、発言通告にあります。これは、同和行政をどう客観的に表現するかという問題です。属地、属人主義をとっているのは現実であります。同和地域を離れても、その地域に住んでいなくても施策が受けられるというのが他のところでもありますし、そういう施策を、いわゆる税金の軽減など、他の施策でも優遇を受ける、特別な施策を受ける、こういうことを続けておられる自治体もあります。そういう点では、ここで言う同和行政が区別によって成り立つということを表示したものでありますし、客観的な事実を表示することをもって差別があるというように認定されること自体が心外です。

私は、そのような差別をなくすべきだという立場で質問をしたものであり

ますし、差別の意図を全く持っていないことは明白であることを今述べたいと思います。

2つ目に、思い起こせば学生時代、たまたま下宿したのが京都の田中という同和地域でありました。住民同士が和気あいあいと、40年ほど前ですから、文字どおり裸のつき合いをされているのを見聞きし、私もその共同浴場に何の違和感もなく受け入れてもらえました。

また、同じ地域で活動する水平社運動の草分け期からの1人であります三木一平氏の息子さんとも交流をし、おうちに上がらせてもらって政治的制度的もどつくりされた身分差別に塗炭の苦しみ、それこそ言いあらわせられない苦しみにおとしめられた歴史を、一端でありますけれども教えていただきました。

私の経験で言えば、私個人の経験で言えば、全く高校まで、高校卒業までそういう実態やそういうことについて詳しく、また全面的に聞いたり、見たりするということはほとんどありませんでした。そういう地域があるということは知っていましたが、この京都に行って実態を知らせていただいて、部落問題研究会に入り、そして、地域に入って子ども会活動の世話役を学生として、若干ですけどもさせていただきました。そんな経験がありました。

そして、甲良町で同和対策事業最優先が叫ばれる中で、貧困から抜け出せないでおり、社会的地位をおとしめられている現実には私は寄り添って、そこで発生するさまざまな生活相談、住民同士のトラブルもあります。行政との間の税金の問題もあります。そこに寄り添って生活相談に当たってまいりました。

ですから、私が差別者だと言われる筋合いは1つもありませんし、私は不十分なところをいっぱい持っています。人間としてもそういう勉強の途上ですし、訓練がされていないというように見られてもやむを得ないところもあります。

しかし、甲良町に来て、同和地域と同和地域外、こういう区分けをしてつき合ったり、行政の中でわざわざ行政が線引きをしてそういう認定をする。区域分けの認定をして特別扱いする。こういうことをなくさなければ住民同士の交流は、もう既に若い世代で一般地区や同和地区で交流がされています。通婚も、幾つも私、実例を聞いています。そういう点から見たら特別な扱いをしたり、この地域が特別だからといって特別な対策をする必要は全くないと考えています。

4つ目に、えさづくりという話がありました。大量につくれば、これはそういうように見えるということで感じたということに私は表現しました。そうならないように、甲良町の将来を見据える子どもさんが本当に自校方式で、

また今ですと3校ですから733というように、3食と書かれています。そういう範囲でも大量生産には変わりありません。

しかし、毎日毎日子どもたちのことを考える。こういう顔見知りの関係が給食センターではございます。職員さんも甲良町の職員が多数おられます。全員だと思いますが、そういう点でも自分のところのつながりのある友達のお子さん、こういうように身近に感じながら給食センターで働いていただいていると思います。

そういうところで、そのえさづくりのような状況にならないようにと。甲良町がそこに加わることがないという立場で質問もし、そして、提出もさせていただいたところです。この十分な、そういう私の意図を酌んでいただきたいと思います。確かに1つの言葉を切り取れば、差別だとか、それから、子どもを卑下している、そして、そこで働いている人を侮辱して言うというように見える表現かもしれません。そこは私も思います。

しかし、議会の中で客観的な状況を表現をする上で、私は率直なところ、愛荘町の給食センターを見学をして、これは本当に大量につくって、そして、運ぶ段階でも手づくりという範囲は全く感じられません。そういう意味では、えさづくりになってはならないというような思いで質問を組み立てました。そこをぜひ理解していただきたいと思います。

最後に、意見の違いを認めずに、この1つの、また2つ、3つ、理由を述べられました。金澤議員が最後に足された私の一般質問に対する見解は、金澤議員の意見、見解として伺います。議会はそれぞれの立場、それぞれの意見の違いを述べ合いながら論争をするところでもあります。それをもって、自分の言い分とは違うことをもって辞職すべきだということには全く当たらないというように思いまして、私の弁明とさせていただきます。ありがとうございました。

○建部議長 西澤議員、退席を願います。

(11番 西澤議員 退場)

○建部議長 ただいま提案のありました金澤議員の説明に質疑のある方はございませんか。

丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 丸山です。

今、西澤議員が弁明を述べたとおり、部落解放問題についても、部落民と言ったことに対しても、やはりこういった隔てのない、本当の差別のない町をつくるには、ある程度突っ込んだ議論をして、そして相手からも突っ込まれた議論をして、そして述べていって、そういう差別のない、解放問題、部落問題を解放していく、そういったことが先決ではないかと思っています。

ですから、何ら辞職勧告にも当たらないと思っています。

それから、このえさということについても……。

(「討論ちょうで。質問」の声あり)

○建部議長 質疑ですので、ちょっと今討論じみているので。

ほかに質疑がある方、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

山田議員。

○山田議員 10番 山田です。

ただいまの金澤議員の辞職勧告決議に賛成討論をさせていただきます。

西澤議員は、先ほども申したように、部落民というような言葉を数回にわたり発し、これを被差別部落の人が、私も現実被差別部落の人間でございませぬけども、聞けば、本当に腹立たしい言葉に聞こえます。私も五十何年間生きてきて、若いころから差別をされ、いろんな苦痛にも耐えて一生懸命頑張ってきました。それを、この厳正なる議会の場でそのような言動が発せられるということは、本当に情けないといえますか、甲良町において人権擁護条例が滋賀県で第1回目に、最初に発令され、そのような人権を最も尊ぶ町になっているのかかわらず、4期もされた議員がそのような差別用語を引用して一般質問するという事は、本当にまことに不愉快な思いをしております。

そこで、西澤議員の場合は、この一般質問、本日の一般質問の言動だけではなく、日ごろ自分の所属している党の民報を利用して、いろんな方の誹謗中傷をしております。本人は耐えられるかもわかりませんが、家族、親戚、いろんな方がございます。このような言動を、言論の自由、文章の自由といって、議員たる者がそれだけしてもいいものか。私どもは孫もおります。いじめ問題にも発生するのを心配しております。このような責任は重々議員としての立場があると思います。このような議員が我々一緒の仲間として議論していくことが本当に私にとっては不愉快な思いをしておりますので、ぜひ辞職を勧告して受け取っていただきたいと思っております。

以上です。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

濱野議員。

○濱野議員 4番 濱野でございます。

私も賛成討論をさせていただきたいというふうに思います。

おとついで、また今日と、給食センター、今後、本当に甲良町の子どもの給

食をどのような形でいい方向に向けていくかという大きな議論の中で、本当に尊い食べ物、子どもの給食を、えさと例える。何ぼ沢山の、今まで600か700、甲良町でつくっていたものが4,500とか、多くなっとはいえ、例えがえさというような言葉は、今、決議案に言うてございますように、本当に牛や豚や犬や猫が食べるものをえさという表現、まさしくそうです。これ、保護者の方とか、今給食センターでお働きの方々が聞いたらどんな思いをされるだろうと。おそらく涙を流さるのと違います？ これ。一生懸命働いてはる人が、えさをつくっているんやぞ、おまえらと。そんな例えの仕方が議会議員の口から出るということ自体が、私は到底信じられないというふうに思います。本当に議会議員の資質とか、品格とかいうような次元の話では、私はないように思います。

それと、先ほども山田議員の方からおっしゃいましたが、明けても暮れてもねじれた話を民報を通して、本当に甲良町民の方がいろいろと判断を迷わせるような書き方をされて、隔週のように出されておられます。それに対して、本当に私も、当然いろいろと皆様にもご心配をおかけをいたしておりますが、本当にええ迷惑をこうむっております。

そういうことも含めながらですが、本当にまさしく甲良町議会の議員のメンバーとして、資質に著しく欠けるという思いを私はいたしております。即刻、これを機会におやめをしていただくことに、そのように私は思っております。そのようなことで私の賛成討論にかえさせていただきます。

○建部議長 ほかに。

野瀬議員。

○野瀬議員 2番 野瀬でございます。

賛成討論をさせていただきます。

午前中、言葉的に問題があるというところで、私も昼食時に帰って、インターネットで調べてまいりました。皆さん記憶にとどめていただきたいんですけども、言葉、部落民、実用日本語表現辞典というところで調べました。被差別部落民の略称とされる。いわゆる部落に住む人を指す差別語という表現でございます。それともう一つ、これは新聞社の方で言葉的にそういう言葉を使ってはいけないとか、差し控えるというようなところでの言葉の要覧がございます。その中の読売新聞の中の言葉で見ますと、Aというのは使用しない、Bというのは特別な場合以外は使わない方がよい、C、文脈によっては使わない方がよい、こういった分類の中で、先ほどの部落民というのはAにランクされております。

先ほどの弁明の中で、議場での一般論議、これは自由という話がありましたけども、何を言ってもいいんでしょうか。差別意識はないということ



おっしゃっていましたが、この言葉、そういう言葉を使う前には事前に断りを入れるとか、そして、被差別地域といったほかの言い方があります。社会人として、そして議員として、そして、ましてこういう神聖な議場で言う言葉ではありません。そういったことをもちまして、賛成の討論とさせていただきます。

以上です。

○建部議長 ほかに。

丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 反対討論を行います。

私も同和地区に生まれて育ちました。私は、差別というのはあまり記憶、されたというのはあまり記憶がないんです。というのは、やっぱり人それぞれだと思うんです。まず、この問題は02年に事業としては終了していること。それで、そんなに、このここにもう1人、同和地区という言葉を知らない子どもが説明してくれと言っていますけど、説明するぐらいならいいでしょうけど、別に教える必要もないと思うんです。というのは、教えて差別するよりも、知らないで同じように、差別のない社会をつくっていくのが本来だったと思うんです、同和解放ということは。

ですから、こういうものに部落民とかいう言葉は、差別するための強い、差別をなくすための議論の中でたまたま出てきたものであって、ピンポイントをとらえて辞職勧告とか、こういうものに取り上げること自体が納得いかないです。ですから、皆さん、行政の方も皆さんこういうことを、差別のない社会をつくっていただくことがまず第一ではないかと思っています。

それと、えさという言葉が出たことですね。確かに私も秦荘の給食センターを訪れました。かなりの量で食事をつくっています。同じ食事をつくるにも、確かにどさどさと投げて、煮たり炊いたりする。ですから、別に確かにえさということはあまり表現的にはよくないかもしれないけど、やはり事をあらわすのにはいろんな方法があると思います。ですから、これはたまたまそういうふうにしていったものだと思いますけども、別にピンポイントを取り上げて辞職勧告まで追い込む必要もないことだと思っていますので、私は反対討論といたします。

○建部議長 ほかに。

木村議員。

○木村議員 私は、賛成討論になろうかと思っています。

けさ、議場に入りまして一般質問の通告書をずっと頭から見させてもらいましたときに、西澤議員の通告書が出ておりました。やはり皆さんと同じく部落民という部分と、後段のえさづくりという部分で、私自身もひっきり

ました。え、何てことを書かあったのかなというふうに私個人は思っております。

それと、時間が来て質問が始まったわけですけど、それが終わって、議長のコメントも入れられたように思います。それと、この、今、先ほど金澤議員が配られました毎日新聞のこの「同和地区って何？」という新聞、私も出されたときに目にせずと読んでおりましたところ、部落民という言葉が出てきます。これまたこんな、あまりうれしくないなというふうに思ったものです。なぜならば、僕も63年間、甲良町で暮らし、同和地区、あるいは一般地区というような中で、当初は、二十ぐらいまではそんな意識もしていなかったんですけど、それが同和教育というふうなことが始まっておったのが、そのときに私、ちょうど甲良中学校へ教育実習で寄せてもらったときに、そのことの、いわゆる道徳の時間というのが昔ありましたので、道徳の時間等々でこういうような同和教育というようなことに初めて携わったのが21のときでございました。それからずっと甲良町で住んであるんですけど、やはり、もとに戻りますけど、部落民、あるいはえさというふうな部分で果たして辞職勧告に当たるのかなというふうにも思いました。だから、私は退席しようというふうに思ったんですけど、やはりグレーはあまりよくないという思いであります。ですから、この言葉を使われたことに対しては、ちょっと私も非常に残念でなりませんので、辞職勧告決議（案）には賛成をしたいと思います。

以上です。

○建部議長 ほかに。

丸山恵二議員。

○丸山恵二議員 8番 丸山恵二です。

私も学校給食で育ってきた子どもの1人でございます。やっぱり子どもの立場になれば、学校給食というのは楽しみにしているものでございます。やっぱりそこで働いて、一生懸命つくってくれている給食が来るのは、子どもというのは楽しみにしておるもので、それをえさなどという扱いをされて、子どもが聞いたり、これを父兄がもし聞いたらどのように思わはるかということも1つ感じます。

それと、私も同和地区の人間でございます。しかし、この部落民というような言葉で差別をされたのは初めてでございます。このようなきつい仕打ちはやっぱり許せないということで、賛成討論とさせていただきます。

○建部議長 藤堂議員。

○藤堂議員 私、発言させてもらうのは、賛成、反対、右、左というわけではないんですけども、この発言をされた、えさ、あるいは部落民、そんな言葉

を今使う場合じゃないという思いはしております。が、しかし、後で西川議員が質問に立たれました。その中で中央集会に参加した人数は何人いたのかというような質問もございました。それには何人かの職員さんも参加されております。そういった中で、すべてが西澤議員が発言した部落民、そんな思いはしていないというふうな、行政職員さんの中でもそういうことを思っておられると思います。一般住民の方でも、ここの議員の中でも、西澤議員が言うたからすべてがそうや、そうになっているんやというようなことではないというふうに思っておりますし、それでなければなりませんし、そこで、私の仲裁案というのは、もう既に午前中が終わる直前に議長が注意をされたような、議長注意というような形で、今、辞職勧告、採決、どうこうということではなくて、そういったあれがとれないのかなという思いで発言させていただきました。

以上です。

○建部議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

お諮りをいたします。

ただいま提案のありました決議(案)、賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○建部議長 起立多数であります。

よって、本決議は可決されました。

ここで西澤議員の入場を求めます。

(11番 西澤議員 入場)

○建部議長 西澤議員に申し上げます。

ただいまの決議(案)は、賛成多数によって可決されましたことを報告しておきます。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

最後に、町長のあいさつがあります。

町長。

○北川町長 閉会にあたりまして、一言あいさつを申し上げます。

選挙が昨日告示されたというようなことで、今定例会も3日開会で本日が閉会日ということで、非常に短期間の定例会となりました。私どもが提案をいさせていただきました承認1件、議案21件、諮問、同意各1件、発議2件、そしてその他1件、計27件、慎重にご審議いただき、全議案をご承認をいただきましたことを厚く御礼申し上げます。

先ほど言いましたように、今回は突然の11月16日の解散によりまして、

この年末の非常に慌ただしいときに、12日間という選挙戦が昨日から始まりました。どこの政党が政権政党になっても、やはり私個人の見解では、一番に景気対策をしっかりしてほしいなというような思いをしております。原発や外交や、いろんな課題もございますが、景気を底上げすることによって、例えば失業者も救えるし、不定期労働者も正社員として扱われるようになり、働く雇用機会が多くなれば気持ちも心も豊かになり、そして、生活も少しは楽になる。そういう国づくりを国を挙げてやっていないと、日本の景気はますます悪くなります。特に今、中国と日本は尖閣問題で荒れに荒れております。そういう中で日本の景気の低迷も大きな要因になっているのではないかなというような思いをしております。

皆さんもいよいよあすからはそれぞれの立場で選挙の応援なり、いろいろな形で頑張ってください機会もあるのではないかなというように思います。どうぞ、だんだん日に日に寒くなっております。お体の方は十分ご自愛をいただいて選挙戦ならびにこの年末も乗り切って、新しい年がみんな笑顔で迎えられるようになっていただきたい、なってほしいな、そういう思いをしております。

一昨日、今日と、大変時間的には制約されている中でも、長時間にわたりましていろいろとご議論をいただきました。提案もいただきました。一般質問もいただきました。私どもも1つずつ真摯に受けとめて、今後の行政運営にいろいろと参考にさせていただいて取り組んでまいりたい。このように思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げまして、簡単ですが、あいさつとします。

本当にご苦労さんでございました。

○**建部議長** これをもって、平成24年12月甲良町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

(午後3時18分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 建 部 孝 夫

署 名 議 員 藤 堂 一 彦

署 名 議 員 丸 山 恵 二